

第五十八回国会 衆議院 大蔵委員会 議 録 第二十四号

(三三〇)

昭和四十三年四月十六日(火曜日)

午前十時六分開議

出席委員

委員長 田村 元君

理事 金子 一平君 理事 原田 憲君

理事 毛利 松平君 理事 山中 貞則君

理事 渡辺美智雄君 理事 只松 祐治君

理事 村山 喜一君 理事 竹本 孫二君

理事 大久保武雄君 理事 大村 襄治君

理事 奥野 誠亮君 理事 河野 洋平君

理事 笹山茂太郎君 理事 四宮 久吉君

理事 砂田 重民君 理事 地崎宇三郎君

理事 西岡 武夫君 理事 古屋 亨君

理事 坊 秀男君 理事 村上信二郎君

理事 村山 達雄君 理事 山下 元利君

理事 吉田 重延君 理事 阿部 助哉君

理事 井手 以誠君 理事 神門至馬夫君

理事 佐藤觀次郎君 理事 平林 剛君

理事 広沢 賢一君 理事 広瀬 秀吉君

理事 武藤 山治君 理事 八木 一男君

理事 岡澤 完治君 理事 河村 勝君

理事 大橋 敏雄君 理事 広沢 直樹君

出席國務大臣

大蔵 大臣 水田三喜男君

厚生 大臣 園田 直君

労働 大臣 小川 平二君

國務 大臣 木村 俊夫君

(内閣官房長官)

國務 大臣 宮澤 喜一君

(經濟企画庁長官)

出席政府委員

内閣法制局第三 荒井 勇君

部長 大蔵政務次官 倉成 正君

大蔵省主計局次 船後 正道君

長

大蔵省銀行局長 澄田 智君
大蔵省國際金融 柏木 雄介君
局長 厚生省醫務局長 若松 榮一君
労働省勞務局長 松永 正男君
委員外の出席者 國民金融公庫總 河野 通一君
裁 參 考 人 舟山 正吉君
(金融制度調査 會會長) 會 員 拔井 光三君
專 門

四月十六日

委員野口忠夫君辞任につき、その補欠として八木一男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員八木一男君辞任につき、その補欠として野口忠夫君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件
参考人出頭要求に関する件
國立病院特別會計法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一四号)

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)
金融機關の合併及び転換に関する法律案(内閣提出第二二号)

○田村委員長 これより會議を開きます。
國立病院特別會計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

木村内閣官房長官より發言を求められております。これを許します。内閣官房長官木村俊夫君。

○木村(後)國務大臣 ただいま御審議をいただいております國立病院特別會計法の一部改正法律案は、國立療養所に関する経理を一般會計から特別會計に移すことを内容とするものでございます。実體法とは別個に定められる會計手続法的性質のものでございます。したがって、社會保障に關する立法には該当いたしません。たとえば、國民年金法、厚生年金保險法、健康、國民健康、生活保護法等の社會保障に關する實体的内容を定める法律の制定または改廢は、社會保障に關する立法に該当いたしますが、これらの法律の実施にかかる國の會計手続に關して規定いたしております國民年金特別會計法その他の各特別會計法の制定または改廢は、社會保障に關する立法ではございませんので、社會保障制度審議會の意見を求めた前例はございません。

以上でございます。

○田村委員長 質疑の通告がありますので、順次これを許します。八木一男君。

○八木(一)委員 官房長官にお伺いします。いま官房長官が發表された見解は、どういう手続で、どういうところで、だれだれが参画をしてつくられましたか。簡單明瞭におっしゃっていただきたい。

○木村(後)國務大臣 關係政府部内で集まって協議した結果の統一見解でございます。

○八木(一)委員 關係政府部内とはだれだれでありますか。

○木村(後)國務大臣 當然所管の大蔵省、厚生省、また、調整に当たります内閣官房でございます。

○八木(一)委員 この問題は、提出するかどうかというのとは別な問題でございますから、これは内閣の責任であります。閣議でそういう統一見解を出されたのであれば、それが不当であれば、ある

いは不法であれば、關係全部について、その不法行為を犯したことを、そういうような見解を持ったことを追及しなければなりません。そのような一部の官僚が集まってこちやこちやと相談して、それが統一見解とは何事ですか。あなたは佐藤内閣總理大臣にこの事態を全部報告し、両方の論点を説明をして、その裁断を得たんですか。もしそうでないのに、説明不十分で、こやうやりましたか。全然つんぼさじきへそれを置いて發表されたならば、内閣總理大臣が違法の手続として閣法を出された。あなた方はそうでないと云っておられるけれども、非常にその疑いが濃厚のことについて、總理大臣がつんぼさじきで、しかも内閣の統一見解であれば、總理大臣が責任を負わなければならぬ。あなたは佐藤内閣の番頭役として、總理大臣がつんぼさじきのまま違法の疑いのあることを發表する、そういうことをやる役割りではありません。總理大臣に經過なり論点を全部説明してそのような了承を得たのですか。あるいは閣議でそれを決めたのですか。そういうようなものは統一見解にはなりません。明確にお答え願いたい。

○木村(後)國務大臣 お尋ねでございますが、この法律案を国会に提出するには閣議の決定をさせていただきます。閣議決定におきましてすでにその統一見解の内容は閣議で了承した、これは制度的に考えまして當然のことです。しかしながら、この問題についていろいろ御質疑がございましたので、特に私どもは關係閣僚間で再びその閣議決定の内容を再確認いたしました。(八木(一)委員「どこですか」と呼ぶ)關係閣僚です。内閣總理大臣にもすでに報告、了承済みでございます。

○八木(一)委員 木村官房長官はこの前の當委員會の審議の經過は全部御承知ないと思う。この問

題について、大蔵大臣と厚生大臣から社会保障制度審議会設置法第二条第二項のことを伺ったときには、そのことすらも二人が御存じない。少なくとも閣議で提案するときは、大蔵省が担当です。水田大蔵大臣が提案されるのでしょうか。閣連の説明は閣内厚生大臣がなさるのでしょうか。その二人が知らないのです。それがいわゆる閣議でこの問題を検討して、そういうことで前に決定したのをあとで再確認した、そんなことが信用できます。両大臣が知らなかったのです。知らなかったものを、前にそういう報告をした、そんなことが通りますか。佐藤内閣の閣僚は全部うそっぱちですか。あなたはこういうことで、特会法について困ったことになった、何とか統一見解というので、総理大臣のかわりに官僚のまとめたものを読んでくださいと言われたに違いない。木村さんは非常に正直な、誠実な人だと思ふ。そんなインテリキチなことは通しませんからね。社会保障制度審議会設置法第二条第二項にこういう条文があるけれども、これには関係なく、これをかけないで提出しても違法の手続ではありませんという説明が閣議であつたはずはないのです。大蔵大臣も厚生大臣もこの問題は知らないのです。そんなうそを国会で言われるものではありません。もう一回あなた方急遽閣議を開いて、全部経過を説明をして、あなた方理解がいかないなら、私も委員長のお許しを得たらそこで説明します。内閣が違法を犯すかどうかという問題について、付属の官僚の、追い込まれたところで苦しむに委ねる理屈で——そんなものは権威のある内閣の統一見解として出すものではありません。これは佐藤内閣であらうとも日本の内閣です。日本の内閣の権威にかかわるのです。(荒井政府委員、委員長に発言を求め、発言中に何を言うか、これ。発言中に何を言うか。

開いて私の説明を求め、あるいは反対の論点の人の説明を求め、もう一回検討し直さない。そうでなければ、閣議で前に決定したというものは、あなたがうそをついただけではない、内閣全体がうそをついたことになる。これは佐藤内閣総理大臣に対してあなたは責任を果さないことになる。それだけではない。日本の内閣がうそをついてそれが通るというようなことは、政治の根柢がくずれるじやありませんか。大蔵大臣も厚生大臣も知らなかった。そこで説明したという事実があるなら、それを私にわかるように、会議で何時何分からどういう説明をしたという記録を全部出してください。官房長官のほんとうの政治家としての誠実なまっ正直の政治家としての答弁をいただきたいと思う。ほかの圧力に押されてインテリキチな答弁をしたら、あなたは官房長官としても衆議院議員としても資格はありません。

○木村俊(後)國務大臣 私は何も官僚の書いたものを読んでおりません。内閣の責任において発言しておりますので、その点は御了承願いたいと思ひます。

また、いまいろいろ御質疑がございましたが、この問題は、先ほど申し上げたとおり閣議で決定しております。閣議で決定したことが直ちに——いまの御質疑の点について閣議における論議はございまして、従来からの制度的な問題として、当然のこととしてこの法案の提出をしたわけでございます。

○八木(一)委員 閣議の進行役をなさる官房長官ですから、それは閣議の内容はおわかりでしょう。この特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵省が厚生省から、社会保障制度審議会設置法第二条第二項にこのような規定があるけれども、これについては該当しないと思うので、ここにかけることをせずして国会に提出をしたいという発言があつたのですか。うそを言つてもらつては困りますよ。それからもう一つ、閣議には発言の記録があるのですか。記録があつたらその部分だけについてお見せをいただきたいと思う。私はなかつたと思う。これを出すということの提案があつて、それで特会法はおそらくこういうことでのいいのだというやうな大蔵省の理由で御説明になつた。それじやよろう、それで閣法として御決定になつたのだらうと思う。制度審議会設置法第二条第二項なんというの、一言もそこで言われてないはずだ。知らない方が言うはずはないです。大蔵大臣や厚生大臣が説明にならないで、ほかの官僚に全部説明をゆだねてということではないと思う。ですから、何とおっしゃつても、それはおかしいことです。おかしいことはおかしいことで直してください。うそを押し通すというやうな政治がまかり通つたら、日本の政治の根柢がくずれるのです。うそでも何でも知らぬ顔をしていけばそれで通っていくのだというやうな政治ではいけない。官房長官はいま苦しいお立場に立つておられると思うけれども、そこで一番大事なこととは政治を正す。うそは言わない。いいかげんなことでほかおかりをしてものを通そうというやうな態度はとらない。法律という重大な問題については、一部の関係者がいいかげんな解釈をしたことだけで、それでよしとするようなあいまいな、非常に軽薄な態度、浅薄な態度をとらない、そういうことでやっていただかなければならないと思う。直ちに閣議を開いてその決定を是正しなさい。あなたは閣議の連絡役でしょう。閣議を開きたいという連絡はあなたではできないでしょう。その手続にすぐ行かれるなら、私は後の質問については木村さんはけっこうです。きょう十二時くらいからでもその問題で閣議をお開きなさい。

○木村俊(後)國務大臣 私は決してうそは申し上げておりません。先ほどの閣議でこの問題についての発言はございせん。法制局長官からこの法律案の内容を説明いたしまして、審査上何らの違法もまた不当もなしとして閣議にはかつております。それを各閣僚が了承して閣議決定をするのでございす。ですから、その点についての心配はないという点を御了承願いたいと思ひます。

○八木(一)委員 その点で木村さんはかなり正直な政治家ということがわかりました。法制局長官が説明したわけですね。それで内容の背景については大蔵大臣や厚生大臣が御説明になつたということですね。しかしそこで、社会保障制度審議会設置法第二条第二項という問題については、法制局長官は触れておられなかつたのですか。その問題について、いま国会という国の最高権威の場所での議論は、いまのところ違ひありません。あなたの方でも、そういう法律違反かどうかという問題が提起されたならば、その問題を再審議される場合には、閣僚が全部責任を持たれる、特に総理大臣が責任を持たれるそのやうな閣議ではかつて、それその問題がどうだろうかということをお討議されるのがあたりまえであります。したがつて、そのやうな関係者、これがこの問題で審議がおくられていて、幾ぶん別な意味の責任を考へておられる方がかりだ。その方は、その問題が何とかいいかげんでもスムーズに片づいて、早く審議が進んでもらいたいと考えている。そういうやうな、一つの色のあるそんな連中が知恵を集めたのなら、正しい見解は出るはずがない。そうではなしに、まづかつたら閣議でちゃんとほかり直して、それから統一見解を持つておいでになるのが至当である。したがつて、いますぐ総理大臣にあなたが連絡をされて緊急閣議でも開いてください。

○木村俊(後)國務大臣 私は臨時閣議を開く必要はないと思つております。すなわち、先ほど申し上げましたとおり、従来の法律解釈、いろいろ法制局で審査した上で、間違ひなしとして閣議決定をしたわけでございますから、この法案の提出自体が万一設置法の第二条の第二項に違反することであれば、これは内閣としても責任がございす。そういうやうなことはいたしてございせん。

○八木(一)委員 官房長官、法制局というものは政府の中の一つの機関です。これは専門家が寄つていてよろう。しかし、国会は国権の最高機関で、法律の実施について監視する責任と権限を

持つております。内閣もまた、憲法の七十三条第一号——御存じですか。御存じなければこっから申し上げましょう。七十三条の第一項一号に「内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。一 法律を誠実に執行し、國務を總理すること」とある。これは内閣の責任ですよ。「法律を誠実に執行し、——いいかげんで、これは前にやらなかったからよからう、そういうようなでたらめなことではいけないのですよ。」「法律を誠実に執行し」というのが内閣の責任です。内閣の代表者は總理大臣です。閣議がその主体でなければならぬ。こういうような国権の最高機関で、これが法律違反だ、あるいはそうでもないというような重大な問題が提起されたならば、その問題については閣議でやるのがあたりまえだ。追い込まれた閣僚官庁の公務員としては、あるいはそういうことをばやとしていた法制局の連中は、何とか自分らの不手致をおおひ隠そうとして「へ理屈をつけている。そういうようなものを」として、また、追い込まれている閣僚関係だけが相殺をして、これで通そう、そんなもので通るものではないです。閣議で全部はかなければ——あるいはほかの國務大臣が、木村さんや水田さんや厚生大臣のようではない、法律を内閣は誠実にやらなければならぬのだ、この問題は慎重に考えろ、考えたあげくは、やはり違法であるという國務大臣も出てくるかもしれない。總理大臣もそう言うかもしれない。それをあなたの方だけで、總理大臣が違法の、あるいは違法の疑いがあることをそのまゝやていこうというようになるのを——總理大臣に法律を守らせる、あるいは誠実に守らせる機会をあなたの方では取っているじゃないですか。はい。あなたの方は不誠実ですか。總理大臣がもしあとにいて、これを法律違反だというふうに考えたときに、佐藤榮作さんが主宰をする内閣でありながら、木村官房長官がそういうことをきめてしまつたといふことになるじゃないですか。國務大臣はあなたの方三人だけではないでしょう。あ

とたくさんおられるでしょう。そのすべての國務大臣が、あなたの方のその軽率なことで責任を負わなければならないことになる。閣議を開く必要がありまけんなんということは、口がさけてもあなたとしては言える状態じゃない。何ですか、そのうしろに、へんてこりんの統一見解というやうな原案を持つてこられた、そんな連中に一切遠慮することはない。これなら憲法七十三条を開いて、この問題は閣議で統一見解をしていただかなければならぬと、この法制局の任務なんです。内閣法制局などは、こういう一点からして任務の非常に大切なことを忘れてる。こんなことまで指図をしてそれで統一見解というのはおかしい。閣議をすぐ開きなさい。

○木村(後)國務大臣 先ほど御説明いたしましたとおり、関係閣僚の大蔵大臣、厚生大臣、それから閣議を調整いたします内閣官房長官の私、これが統一見解と申しますが、あらためて御質問に対する御答弁をしておりますが、この答弁の内容は、内閣の首班である總理にもはつきり私から報告をして承を求めています。事実上口頭了解による閣議とお受け取りになつてもけっこうであります。

○八木(一)委員 木村官房長官、内閣總理大臣に對してどのように説明したか、簡潔に要点をおっしゃってください。どういふ説明をしたか。

○木村(後)國務大臣 總理には昨晩私から説明をいたしました。内容は、この特会法について、大蔵委員会で御質疑に對して閣僚間にやや答弁の食い違いがあつたので、それを訂正するために、内閣としての統一見解をお答弁するのである、その内容はしかじかこういふ……(八木(一)委員)しかじかでは困る(と呼ぶ)じやありませんか。上げまして、この特会法の提出が、事前に社会保障制度審議会の意見を求めていないという点について、違法ではないか、こういう御質疑があつた、それに對して大蔵大臣、厚生大臣からおのおの御答弁がありました、その点や不十分な点がございまして、あらためてそれについての政府の統一見解を大蔵委員会で御出しをして、それについて御了解を得たいと思ひます、こういうやうな説明をいたしました。

○八木(一)委員 全然説明が的をはずれている。木村官房長官、あなたはそれなかつたかもしれないけれども、おられなかつたから少し責任は軽いように見えても、官房長官が總理大臣に伝えたのは責任は重大ですよ、十分に調べないで。大蔵大臣と厚生大臣の答弁の食い違いなんというものは第二義的な問題です。大蔵大臣は、私が違法であると言つたのを、違法でないと思ひます。それを最初が答えられないで、その辺ちよこちよこしるのに書いてもらつたので答弁した。厚生大臣も似たやうな状態であるが、厚生大臣は、違法ではないと思ひけれども、違法ではないと思つても出したほうがよかつた、出さなかつたことは失態であると思ひ——ちよつとことばは違ふかもしれない。そういうやうな意味のことを言われた。違法ではないといふことは、大蔵大臣も厚生大臣も同じやうに言つてゐる。だから、その二人の大臣の答弁の食い違いよりもっと重大なことがあるのです。違法だといふことが一番問題なんです。答弁の食い違いや何かといふのは、ここでは主題ではないわけですから、これをほんとうに慎重に考えてやらないと内閣が違法を起すかもしれない。こういうやうなわけで違法でないといふ法制局なり大蔵省なり厚生省は言つてゐるけれども、これは重大な問題ですから、たとえば国会の論議の速記録が印刷できていなくても、その前の仮印刷があるわけですから、それを全部読んで、たとえば違法だと指摘してゐる質問者の意見も聞いて、そこで全部調べて、總理大臣なりが違法でないと言われるならばいいけれども、そのことを總理大臣に聞かせないで、おいて、違法でないといふでちよ上げ——私から言わせればでちよ上げだと思ひます。でちよ上げをした連中の意見をまとめて、問題は違法、厚生大臣の食い違いといふのを重点に置いて、それで説明をしたのだ。それで總理大臣はほんとうの判断をする状態になつた。おまけに總理大臣に言われ

ても、あと非常にたくさん閣僚がおられるでしょう。その國務大臣が全部違法かどうかについて責任を負わなければならない。木村さんと水田さんと園田さんだけじゃないのです。ほかの國務大臣にそんな違法といふやうな責任を負わしていいんですか。ですからいままで言われたことは、誠実な政治家の木村さんですから、反省をされて、この問題については閣議ではかる。しかも、自分たちの立場を守ろうとするやうな連中や、そういうことの重大性を知らない法制局、そんなやうな連中の意見も聞いてもいいけれども、それを、けしからぬ、違法だと言つてゐる私なりその他の質問者なり、そういう人たちの意見も聞いて、それから決定をされるのが当然だ。正しい反省をして閣議を開く手続をしない。

○木村(後)國務大臣 先ほどから申し上げましたとおり、閣議を開く必要はないと思つております。ただ、總理に説明しましたときに加えて私から報告したのは、確かに制度的には以上申し上げたとおりでございしますが、この種の法案は、やはり社会保障制度の運営上からいいますと非常に重要なものであるから、今後はこれらについての予算を審議院に説明いたします際に、十分時間をかけて御納得を得るやうに特に配慮をしたほうがよろしかろう、こういうことでございします。

それからもう一点、先ほど申しましたやうに、これは従来の立法の先例がございします。従来そういう特別会計法は国会審議の際にしばしばかけられておるものでございますが、異議なく議決をいたしております。今回の特別会計法の御審議におきまして、決して国会の御意思には反することはない、こういうやうに私も思つております。

○八木(一)委員 いままた再度言われましたけれども、木村官房長官は誠実な政治家のはずですから、これからの話をじつと聞いて、内閣なり國務大臣全部がやまぢやおかさないやうに、至急に閣議を開きこの問題を討議する、しかも違法だ

としている人の意見を聞いて討議の素材にするというのを進めていかねばならないと思ひます。

そこで、いま、前にかけたことがないからというの、その辺うしろに連中が知恵をしぼつてあなた方に教えたんです。前にかけたことがないというの、この法律の重大性をみんなばんやりしていったんだ。これは私も含めてと申し上げてもいい。みんなばんやりしていった。しかし法律というものは、そこで法律違反であるというのを発見をしたならば、前にあやまちをおかしているからといって誤りを続けてはいけぬ問題なんです。例は悪いかもしれないけれども、横断歩道の色が薄れていった。そこをつうつう通つた。前に二回通つたけれども、三回目は薄いけれども横断歩道があるということがわかつた。それは一時停止するのあたりまででしょう。二回前に知らないで通つたから、これから、横断歩道があるのになかろうが、人が歩いていようがいまいが、そこをぶつ飛ばすことは許されぬことだ。誤りが発見されたのだから、前にそのような誤りをおかしたからといって、今後とも誤りをおかすというこの態度をとつてはいけぬ。

〔委員長退席、渡辺(美)委員長代理着席〕

こんなものは、前にそうですからというやうな、そういうけしからぬことを考へている厚生省なり大蔵省なり法制局、そういう連中にはあなた方から嚴重警告を与える。あなた方自身が姿勢を正して、前に誤りをおかしたならこれから絶対誤りをおかさない、いま誤りをしようとしておるならばそれをすぐやめろというのをしなければならぬ。木村さんはあつた社会保障制度審議会の総会があることを知つておられますか。そういうことも考へていないでしよう。誤りを正す気持ちが一つもない。あなたもつとまじめな人のはずだけれども、政府全体が、雰囲気としてはおかばりでない、理屈があるやうな感じが、へ理屈をこねて、そうじゃないかと思ふ言へば押し通るというやうな政治を改めなければならぬ。

〔渡辺(美)委員長代理退席、委員長着席〕

このやうな、前にあつたからいいのですというやうな、ほんとうにけしからぬ見解を持つ者に嚴重に警告を与えていただきたいと思ふ。あなたは憲法七十三條を御存じなかつた。憲法について勉強しておる人が少ない。これは内閣の責任ですからね。官房長官はこの文章くらいは覚えていないと困る。一番最初に「法律を誠実に執行し」と書いてあるでしよう。そういう状態を反省なさつてください。自分が憲法の七十三條の第一号も知らなかつた。あなたはほかの政治家よりもまじめだと思ひます。いい政治家だと思ふけれども、一般に政治が退廃してゐる。無責任時代になつてゐる。その中で、まじめな官房長官でも七十三條の第一号を覚えていないやうな状態だ。それを絶対に反省してもらわなければならぬ。大蔵大臣や厚生大臣が制度審議会の設置法二條二項を知らない、こんな政治が行なわれてゐる。そういう状態を反省して、もう一回前に戻つて閣議にかけて、違法であるという正しい主張を認めてこの法案を社会保障制度審議会にかける、これが政治を正す道です。木村さんは、會計上の問題でこれは社会保障の実体に関係がないという説明を聞かされたのでしよう。大蔵大臣の提案説明には、結構問題は長期慢性疾病のために重要な問題であるという説明があり、この委員会の確認で、これは医療保障の問題であるというのを明確に答弁しておるわけですね。厚生大臣も同様な答弁をしておられる。しかも二割引き廃止、基準料金徴収、そういう問題がこの特会法と一体である。国立病院特別會計法の国立療養所勘定の中に割引を廃止するという予算が組んであるが、これも一体であるというのを両大臣が答えておる。いままで二割引きをしたものを廃止するといふことは、非常に大きな社会保障の変更である。明らかに実体である。そういうこともあなた半分くらいしか御承知ないと思ふ。そういうことを説明しないで、自分の都合のいいかつた理屈だけ唱へて統一見解出すやうな、そういう官僚に嚴重な注意を与へ、処断をしていただきたいと思ふ。内閣を誤るものです。

官僚が。大蔵大臣も厚生大臣も官房長官も、このやうなイメージ・ゴイングなやり方でなしに、誤つたものは誤つたのだ、大蔵大臣自体、厚生大臣自体、社会保障制度審議会にかけるのが——かきなれば違法であるとなぜ主張しないのです。いままで知らなかつた罪をなぜ償わないのか。それでいふと政治家と言へますか。法律を順守する問題は、特会法がいつ通るといふ問題とは違ふのです。政府みづから法を守らなければ、あらゆる法律を国民が守らなくても政府は何も言えないことになるのです。

この問題について、あと十分か十五分、木村さんや水田さんや園田さんも反省される時間を、質問しながら余裕を置いておきたいと思ふ。まず、あくまでもこれを違法であるといふことを、ほんとうに腹の底から考へていただきたい。そして、この法律がなぜできたかといふことを、なぜあるかといふことをほんとうに考へていただきたい。憲法第二十五條第二項の条文を、三大臣のどれかお一人、内容についてそれで御存じですか。——答弁ないからこれも御存じないと思ふ。時間の関係上読みましよう。いいです。見て読むならこつちが読んで同じだ。第二項は「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」。明記をしてあります。「なければならぬ」。です。よ。するやうにやうなものとするとやうなインテリゲンチヤな表現でないのです。これは向上と増進をしなければならぬのです。停止をしても憲法違反です。改悪になれば猛烈な憲法違反だ。わかりますか。そのやうな憲法違反を——社会保障制度という非常に精密なことに對して、その辺に誤つた考えを起こして間違つてはいけぬ連中が誤つた考えを起こして間違つてはいけぬから、こつちやうな問題については社会保障制度審議会に先にかけるべきといふことになつておるのだ。それが第二條第二項だ。三人ともわかりましたか。それが、あなたの方のへんでこりんな技術論でもしかりにあなたの方を押されるとして、一片の良心があつたならば、それをかけな

かつたことによつて起こつたことについて、それを直す措置をみずからとられなければならぬ。社会保障制度審議会においては、こつちやうな問題を討議されたならば——二割引き廃止、こつちやうなことをやつたら、いま自己負担のない者はまけておく、こつちやうなことをしない。基準料金を現入院者は取らないと言つてゐるけれども、これは将来においてやうな人からも取る糸口をつくることは明らかであるといふことで、これについては嚴重に、してはならないといふ答申が出たのです。また、この答申においても、十割本人負担のときには二割引き廃止をしない、基準料金を取らないと言つても、それが地方財政に影響する。健康保険財政に影響するのです。去年国会であんなむちやくちやくをしてまでも、健康保険が赤字だからといって無理やりに会期延長して、臨時国会を開いて押し通した。そのくらゐ赤字を心配している健康保険に一片の処置によつて赤字が増大するのです。そんなものを社会保障制度審議会がうんと言はずが。何を考へてゐるのか、医療保障にもつと金をつぎ込まなければならぬのだ。特別會計法といふやうなインテリゲンチヤな表現で、その實質上の国庫負担を減らし、保険會計をさらに赤字におとし、将来には自己負担のある患者までも、気の毒な長期疾病の患者に、いままでやつていた割引をしない、たくさん金を取る、そのやうな不当を許すはずはない。憲法の条章でいへば、停止でも憲法違反であります。後退など許すはずはない。そうならば、あなたの方の閣議でこの医療問題を討議する前に戻す。特に少なくともこの二割引き廃止はやめましよう。基準料金徴収はやめましよう。いみじくもその中で一番良心的であつた木村さんが言われたやうに、かけたほうがかつた。しかし、いまかけてなかつたといふ状態においては、当然社会保障の社の字を知人であれば、制度審議会では、こつちやうなことをやつてはならないといふ答申が出る。したがつて、これは法律事項ではなくて行政事項であるから、國務大臣として、担当の大

臣として二割引き廃止だけはやめることをいたしません、基準料金の徴収もすることはいたしません、そのことでもここで明言をされれば、まだ良心の幾分残っているということもわれわれに納得できるでしょう。別な政党内閣でございませうが、お一人、お一人は私にはりっぱな政治家であると思っております。ほかの意味で尊敬している方ばかりでございませうけれども、政治というのは国民に関する大切な政治でございませうから、個人的にはりっぱなお三人であつても、その責任は国務大臣が完ぺきに果たしてもらわなければならぬ。九十九点であつては、一点だけ国民に苦痛を与えるわけです。その意味でいまい、その二割引き廃止を行政事項でやつていかない、しない、基準料金の徴収をやらないということを言つていただきたいと思います。大蔵大臣、特会法改正案に載っているから困るということ、口が裂けても言つてはいけません。あの国立病院の特別会計の療養所勘定には、医療費の改定があつたらうと増収をする分が、薬価の改定があればうんと減る分がある。あの中全体が全然流動的であります。したがつて大蔵省は、これを厚生省がやらぬと言つたときに、一つも文句を言うべき筋合ひはない。むしろ大蔵省がこの誤りを少しでも正すために、厚生省とも相談して、二割引き廃止するのをやめようではないか、基準料金を徴収をやるといふのはやめようではないか、そのような考え方をし、一片の良心を示されるのが、あなた方はじめ佐藤内閣として、国民に対して政治をしているという姿勢を示すことにならうかと思ふ。

○園田国務大臣 まずこの前の答弁で、大蔵大臣と厚生大臣の食い違ひがなかったというのを八木委員が言われて、私の真意を理解していただいたことは感謝をいたしますが、その表現については、それは違つておる、誤解を与えるような表現があつたと思ひますが、法律違反ではないというところは、私も大蔵大臣も一致しておる。ただ私は、重大な問題であるから、八木委員が言つておられる社会保障制度審議会に相談すればよかつた。その相談という意味は、諮問という意味ではなくて、私は、やはり法律的に言えば両方が一致しておつたように、設置法は社会保障制度の「大綱」となつておるから、これは法的にはかけなくともよろしい。しかし社会保障制度、その大綱についていろいろお知恵を拝借しておるから、こゝういふ場合には一応話をしつておるから、相談すればよかつた、こゝういふ意味でございませう。あとで調べましたところ、会計課長が幸いに審議会のほうには行つた、これについて説明は申し上げたということでもございませうから、この点は八木委員のおっしゃるとおりでございませうが、一応念のためこの前の答弁をそのように申し添えておきます。

次に、そういう意味で特会は、これは会計法の振りがえであつて、設置法に基づく社会保障制度の大綱ではない、法律ではないということと審議会にけかなくともよろしいのだ。ただ、いまおっしゃいました二割引き制度の問題、それから基準加算の問題は明瞭に社会保障の制度であります。制度ではありまするが、設置法による大綱ではない。ということ、健康保険法の規定によつて、保険医療機関が保険者と契約をして厚生大臣が定めた社会保障診療報酬の範囲内で特段の定めをするものとができるということが明瞭に書いてあります。これを根拠にして、その範囲内で、今日までの他の社会保障制度あるいはその他の問題が充実していない段階において、二割引きを行政権で前の厚生大臣がやつたわけでありませう。したがつて、今度はそういう面が充実をしてきたからこれを取りやめようということとは、特会とは特別関係のないことであつて、この法律にはどこにも書いてございませぬ。あくまで私は、基準加算、それから二割引き制度の問題は、社会保障制度審議会にかけるものではなくて、現行法を基準にした範囲内においての操作は、私にまかされた行政事項であると考えておりました、私自身が判断をしてやることでございませう。

○八木(一)委員 質問の要旨に答えていただきました。そういう前の経過の御説明をしたい気持ちばかりあります。そこまではいいですけれども、いま言つたことは、二割引き廃止をやめる、基準料金を徴収をやめようということ、先ほど私が熱意を込めて申し上げた考え方を受けて立つて政府がとらるべきであると思ふ。それを大蔵大臣が横目で見たら、厚生大臣もやりにくいと思ふ。大蔵大臣も、厚生省のほうの行政について、短時間でも大事なことにして厚生大臣の説明を聞かなくやりにくいと思ふ。それをやるかどうか、またはその方向の線について、ちよつと五分間ほど協議してください。

○園田国務大臣 特会の問題についてこの前出しましたのは、基準加算及び二割引き制度の廃止にしても療養所の患者の方に負担をかけないようにするということ考へ方から出た問題でございまして、特別会計とは関係ございませぬが、ただいまのところ、私は、割引制度は廃止をし基準加算はやつていい時期だと判断をしておりますので、やめる意思はございませぬ。

○八木(二)委員 それについて厚生大臣は、この前の答弁の食い違ひで、かなり大蔵省のほうから文句が出たらしいことがあつたと思ふ。ところが、厚生大臣は、この間のほんとうの幾ぶんの良心のひらめきを見せられた答弁を、きょうは後退をさせられる。いまの質問についても、そのようにな重大な問題について相談をしてみてもいいと言つても相談をしない。厚生大臣が大蔵大臣に相談しないで、二割引き廃止を取りやめませう、基準料金を徴収を取りやめませうと言われるなら、相談もしないで答えられるのがあたりまえでしょう。また、そうしていいでしょうが、そうじゃない。社会保障と逆行する問題を相談してください。それもしないでやるような、そういう反動的な態度ではないかと思ふ。また、そう言わざるを得ないような雰囲気がある。いまの審議はまだ続きます。衆議院の審議もするし、参議院の審議も続きます。その点について、厚生大臣も大蔵大臣も官房長官も、いま言つたことを十二分に頭に入れて、この問題についてよくかみしめて、国民のために何がいかんが悪いのかということをはんと考へて、内閣の方針を誤らないようにしてもらいたいと思ふ。いよいよ答弁が変わるならばわれわれは一切問題にいたしません。悪い答弁がいい答弁になるようにわれわれは熱意を込めて申し上げておる。不適である、不当である、あるいは不法であるということが指摘されたならば、その重大性を考へて、ものの一分間くらい、それと反対の意見を言うような、そういう考へ方を改め、じっくりと考へて国民のためにいい方向を出す、それをやつてもらいたいと思ふ。

そこで、三人の大臣に伺つたのですけれども、いままでのところは、大蔵大臣も厚生大臣も官房長官も、いささかの反省の色もない、一片の良心もないと私は考へる。政府は、早くわれわれが悪法と思つておることを上げた、その反対のことをやりたい、そのような立場だけでものを判断し、行動しておるように思ふ。そういうことを重ねておると、あなたの方の内閣に不信が出るのはかまわないけれども、日本の政治自体に不信が起る。あなた方は、佐藤内閣だけではなく、日本の政治自体についての信頼を失ふ責任がある。じっくり反省をして、きょう言つたことを一言も漏らさず総理大臣にも相談をして、すべての問題について対処してもらいたい。

違法な問題については重ねて申し上げておきます。

す。社会保障制度審議会設置法第二条第二項は、憲法第二十五条第二項に政府が往々にして違反ばかりしておるから、この違反をさせないために、あらかじめこのような権威のあるところで、社会保障の問題を、企画についても、また立法についても、運営の大綱についても、はからなければならぬことになっておるが、それをしなかったことは重大な法律違反であります。

そこで、前にしなかったからというようなことは、たとえて申しますならば、盗人だけ欲しいことになる。交通違反の常習犯が、前に見つからなかったからどんでん飛ばすのはあたりまえだと言っておるのと、同じことになる。国務大臣がそういう態度ではいけません。そういう悪知恵を發揮した、そのような関係の官僚について嚴重に調べて、牽強附会のような理論を立てるようなことを禁止しない。その理論の中身は、前にやっていたことではないからいいんだ——これはいま申し上げることでわかるでしょう。罪、あやまちを何回も重ねないようにしなければなりません。この問題については社会保障の実体に触れないというようなことは、大蔵大臣があの提案説明に書いたあれを見れば、この前の答弁で、医療保障の問題ですと言ったことを見れば、そういうことは言えないはずで、もし大蔵大臣が自分の下僚にそういうことを言わせるなら、提案説明を全部取り消し、初めから審議をやり直す。会計だけの問題です、医療保障には一切関係がない、そういうふうに提案説明を訂正して、審議を初めからやるのがあたりまえだ。国会にインテキな提案説明をしたのですか。うその提案説明をしたのですか。大蔵委員会をばかにしたのですか。提案説明にいつわりがあるなら、こんなものは初めから大蔵委員会に審議をしなければいい。本会議でもインテキな説明をした。初めから審議のし直しをしなければならぬことになる。医療保障の問題です、そう言ったことを、医療保障に関係ない、社会保障に関係ないという統一見解に賛成したならば、明らかにこういう速記録の残っておる場で食言したことにな

なる。直ちに責任をとって辞表を出さない。厚生大臣も同じであります。そのすべてについて、前に出していないから出さなくていいというようなあやまちをおかしたならば、何回もおかすというやうなことに、あなたは賛成なのか。また、内閣も賛成なのか。インテキなその提案説明をして、それで審議を衆議院なり大蔵委員会に続行していただくことをお願いするつもりなのか。医療保障の問題ですと言ったその発言、うその発言をしたならば、責任を感じて直ちに辞表を出されるのか、そのことの答弁であつたら答弁をしてください。辞職をする、撤回をする、審議会にかけ直す、それ以外の答弁であれば、私は答弁は聞きたくない。その三つのうちどれか、返事をしてください。撤回をする、辞表を出す、どちらか答弁をしてください。

○水田国務大臣 遺憾ながらあなたの求める答弁とは違ふんですが、私のほうは法を犯してないというのですから、いかに違法だ、違法だと言われども、どうにも返事のしようがないということでございます。前にあやまちをおかしたのはいつとにしても、また二度おかすのかと言ふんですが、前からもあやまちはおかしてありません。もう再三官房長官からも御説明になりましたが、社会保障制度審議会に相談すべき事項、たとえば社会保障に関する立法という大いものは、当然これは相談しなければならぬものでしょうが、たとえば国民年金法とか、厚生年金保険法とか、あるいは健康保険法、国民健康保険法、失業保険法とか、生活保護法とか、こういうような社会保障の実体に関するものは、これは過去においてもみんなこの審議会に御相談をしておつた。しかし、それをどういふ経理でやるか、特別会計でやるかどうかというやうな会計手続の問題は、これは社会保障の本体とは別ですから、この審議会にかける性質のものではないというところで、過去もこれをかけたことがない。したがって、一般会計から特別会計に移すという法案でございますから、今回もかけなかったというところで、違法でもないし、いまあな

たが本気になって言われるやうな問題とは全くこれは違ふ問題だというふうに私どもは考えております。ですから、まず違法であるか、違法でないかという問題で、最初から違法と決めつけられても、これはどうにもならないのであつて、私どもは違法でないというふうにこれは考えております。ですから、一応それだけは、もうこれだけ私ども説明したのでから、あなたにも了解してもらえらるうと思ひます。

○八木(一)委員 あなた、法律をこの間指摘したのを読んでおられますか。「実体」なんというこぼが法律のどこに書いてあるんですか。どこに書いてあります。法制局の役人も、大蔵省も、厚生省も、法律にない文句をつけて、この問題をよくわからぬ大蔵大臣をそのかす。「実体」ということばは、この法律のどこに書いてあるのか。法律を拡大解釈したり、ひん曲げて解釈したりすることは許されません。どこに実体という問題が書いてある。

○水田国務大臣 「大綱」と書いてあります。

○八木(一)委員 あなたはいま実体と言つたじゃないか。実体と言つたというのは速記録に載つていない。

○水田国務大臣 これは社会保障の実体に関する大綱でございます。問題は社会保障の本体についての問題でございますが、いまはそうじゃなくて、会計手続の問題と本体の問題は全然別の問題でございます。

○八木(一)委員 私の質問をそらさないで聞いてください。あなたは実体と、三回か四回言つたのを聞いた。言つたというんじやなかったら、速記録を調べるから、それまで待つてください。「実体」ということばを、あなたは先ほどの説明で、この説明のおもなる論拠として使つた。「実体」ということばは一つもここに法律に書いてない。実体でなければいけないと書いてない。そういうことを内閣の法制局の連中は悪知恵を發揮をして、あなたの方に知恵づけをする。大蔵省も、厚生省も、どこに「実体」と書いてある法律をそのように

役人の一人の考え方曲げることが許されるのか。「大綱」というほうは、これは問題がありません。実体というこぼは書いてないですよ。今後一切実体などと言つたら、あなたは法律解釈の資格がない。

○水田国務大臣 この企画、立法、運営の大綱ということは、社会保障の実体に触れた問題でございます。ですから、実体と言つて一向差しつかえございません。法律にその字が書いてないといふけれども、私の言っていることは間違ひでございませぬ。法律に書いてあるその三つのこと自身が社会保障の実体に触れた問題で、それに関する問題は社会保障審議会にかけるよというところでございまして、今回の問題は、それに触れた問題とは別の問題だということを私どもは言つておるわけでございませぬ。

○八木(一)委員 だから、「実体」ということばを使つていないのだから、あなたはどこかほかで使いたければ使ひなさい。国会で法律論議をやつてるときに、法律にないことばで——「大綱」ということばは使つてよろしい、ここに書いてあるから。「実体」ということばは書いてない。

そこで、あなたはこの前の法律の提案説明では、社会保障の内容的な充実ははかと提案説明をしておられる。本会議でもしておられる。そして私の質問に対して、医療保障の問題でありますということを明確に答弁をしておられる。あなた方が社会保障の問題であるというところを、提案説明でも、この前の答弁でも言つておられる。それをいまになって前言をひるがえすということ、政治家として許されぬ。本会議でそのやうな説明をしておられる以上、もし見解を変えられらば、本会議の提案説明が違つておつたことを、本会議を招集してもらつて、あらためて提案説明をして、あらためて大蔵委員会に付託をしてもらう、それで審議をするのがあたりまえです。それは国会が定めることですから、あなたはそのやうなあやまちをしたのですから、国会のほうにそういう要請をされるのがあたりまえです。

したがいて、私はそういう諸点の中から出てきた問題について、足らないところを若干ただし、また、そういう中から出てまいりました皆さん方のお答えをさらに確認をし前進をする、そういう形からひとつ質問をしてみたいと思います。まず、すべての委員から言われ、また私の年来の主張であります、政治というものは弱い人の立場を、特に私たち野党の場合は、こういうものをどうやって守っていくか、そういう人に不安を与えないかということが一つの政治の大きな基本的な問題だと思ひます。そういう主張をいたします。先ほどのたばこの値上げなんかは、たとえばこういう療養者にとりまして、療養給付はほとんど上がらないのにこうやって支出が増大をしていく。たばこは、一律に療養者といえども上がっていく。十円上がれば三千六百円、二十円上がれば七千二百円というものが年間上ります。こういう不安を与えるということは、きわめて悪い政治だと思ひます。今回増税法案をはじめ、こういう法案が提案をされました。そしてそういう点について審議をしなければならぬということは、私たち当委員会にとってはたいへん迷惑といひます。悲しいことだと思ひます。しかし、現実に出てきた法案でございますから、こうやって審議をいたしておるわけですが、その過程を通じて、そういう一番困つてゐる人々、そういう人々に不安を起ささないようにするのがまた重要な委員会の任務だ。

そこで厚生大臣、いろいろ委員から質疑をなされ、意見が開陳されましたように、あなたのほうはないとおしやるんだけれども、患者の方々や、あるいは国立の医療に従事されてゐる方々が強い反対を示しておられるというのは、やはり今後不安がある、こういうことを意味しておるんだと思ひます。そういう不安を与えることはよくないことである、こういうものに対して、絶対にそういうことが生じないようにする、こういうことをひとつお答えをいただきたい。

○園田国務大臣 御指摘のことについては、患者

の方々あるいは職員の見解等も十分承つておりますし、なお、各委員の方々の御質疑も、全部それにわたる問題でございます。それについてはそれぞれお答えをいたしました。さらにもしこの法律案が成立した場合には、行政実施、運営上については特にその点には留意をして、患者の方や職員の方々に不安を与えないように気を配つていきたいと思ひます。

○只松委員 大蔵大臣、ひとつ財政面からそういう保証のお答えをいただきたい。

○水田国務大臣 国立療養所の現状から見まして、これを改善し、内容を充実しようという趣旨から、この特別会計に移すことを考えたものでございまして、したがって、経営を営利的に持つていくというふうな考えから出たものではございませんので、今後とも一般会計からも正常な収支の差額については補給するというようなことを行なつて、この療養所の充実については、財政的な裏づけも十分にしたいというふうに考えております。

○只松委員 次に、現在の医療制度には、いろいろな混乱があると思ひます。政府も率直にそのことは認められて、いま抜本的な改正案というものを検討中のごやうでございます。たとえば保険を見ましても、政府管掌の健保、組合健保、国民健保、日雇健保、船員健保、あるいは地方公務員の共済健保、国家公務員、公共企業体等、こうやってたくさんものがあります。また、この給付内容や、したがって医療のしかたというふうなものにも、大きな相違というものが出てきております。

（渡辺（美）委員長代理退席、委員長着席）
同じ国民でありながら、こういう医療について享受する権利といひますか、受け方といひものがたいへんに違つてきておることは、これは私は残念なことだと思ひます。ぜひこういう問題について抜本的な改正といひものがなされる必要があると思ひますけれども、そういう場合に、先ほど問題になりました社保審にこれは当然かけられると思ひますが、そういう点だけでなく、あらゆる医

師会あるいはこういう健保組合、患者その他のものが、これを聞けば今度また利害が錯綜いたしまして、なかなかまとまりかねる、こういう結果も招来しているようであります。しかし、やはりそれぞれの関係者の意見を十二分に聞いた上でこれをまとめていく、こういうことが必要だと思ひます。

まず第一点として、こういうばらばらになっておるものを、もつと大局的な見地からどうされていくかという点について、それからその際にはひとつ十分に各層の意見を聴取する、こういうことをお答えをいただきたい。

○園田国務大臣 各方面の御意見も十分承るといふことは、十分考えております。それぞれたまた逐次実行いたしております。

なお、ばらばらの制度を一本にまとめるということは、すでに関係各局ばかりでなく、全局長に、総合的な体系的なものを考へて、その中の医療保険であるという点から具体的に検討を始め、こういうことを言つております。

○只松委員 次に、今度の特会の問題について御質問をいたします。

この中心をなすといひますか、当面の基本的な問題は五カ年計画の内容であろうかと思ひます。この施設の整備、拡充等々に当面約二百三十億の資金といひものが必要とされる、こういうふうにいわれておるわけでございます。中身は公表されておりませんが、当委員会に整備計画の概要をお示しになりました。これは大体そういうことのようにございまして、こういうものを私たちがそれなりに推測、推算をいたしますと、一番確実に出てくるのは、土地売却費が大体四十億から五十億、借入れが約百億前後ではないか、こういうことになりまして、国庫からの繰り入れが八十億前後、こうやって予算が膨張してまいりますと、もつとふえるかもしれないけれども、おおよそそういうことが私たちに推測されるわけでありまして、大体こういうことに間違いはないかどうか。この点について関係者からお答えをいただきたい。

たい。
○若松政府委員 ただいま御指摘のような計画で五カ年計画を実施してまいりたいと存じております。

○只松委員 そういたしますと、一番問題になるのは、各委員が指摘をしてまいりましたように、国庫からの、一般会計からの繰り入れという問題が一番懸念されておるわけでございます。これを打ち切られやしないか、圧縮されやしないかという点でございますが、ひとつここで大蔵大臣、八十億と限定されたわけではございませんけれども、そういう繰り入れの金といひものはほほそれに見合うようなものであり、これは心配のないように努力するということを確約をしておいていただきたいと思ひます。

○水田国務大臣 厚生省のこの五カ年計画の構想が示されまして、一応これを頭に置きながら、さしあたり本年度の予算をきめたわけでございますが、この構想については、私ども大体これを前提にしていろいろ本年度の予算をきめたといういきさつもございまして、今後一般会計の繰り入れについても、私どもはこの計画に沿つた措置をして協力をしたいというふうに考えております。

○只松委員 さらに具体的には本年四十三年度、医療拡充で十四億、患者サービスで七億といふ金が増額されておるわけでございますが、明年以降もこういうことに不足がないように努力をぜひ続けていっていただきたいと思ひますが、そのこともお約束できますか。

○水田国務大臣 それもできるだけの配慮をいたします。

○只松委員 それから、これも尋ねられたこととございまして、ここで確認をしておきたいと思ひます。

地方移譲の問題につきましても、あとで土地の売却等の問題もお尋ねをいたしますが、簡単に地方移譲されたり、あるいは土地の売却をされる、こういうことになりまして、結核患者は減つてきておりますけれども、精神病患者や何かは増大し

ておる。こういうことになりまして、患者一人当たり百坪必要としていくならば、結核患者の面だけ見れば何とか間に合うということになりまして、将来拡充して、病院が足りなくなるといふこと、一般的な患者も収容していくということになれば、これは土地が足らなくなる、百坪を割る、こういう事態が出てくるおそれなきにしもあらず。したがって、地方移譲や土地の売却については、みだりといいますが、あまりにも財政面からだけ考えていないように、歯どめと申しますか、嚴重な計画のもとにおける売却等をひとつやっていたいただきたい。みだりな地方移譲等をしていというのをひとつお約束いただきたい。

○國田國務大臣 御指摘のとおりでございます。国立療養所の使命が減つたわけではなくて、ますますふえてくるわけでありまして、ただいまのところ、地方移譲などは考えておりません。それから、財産の整理につきましても、将来の国立療養所の医療上の必要性も十分勘案をしてやり、なおまた、それを処分する場合には、一般財産になるわけでありまして、あくまでも公共優先その他の公用財産の行政概念としての取り扱いに準じて、慎重にやりたいと考えております。

○只松委員 次に、人員の問題について若干お尋ねをいたしますが、現在でも医師で七%、その前は九%ぐらい、看護婦で六%不足をいたしておるわけでございます。これを至急に埋めること、あるいは四十三年度以降の整備計画に基づけば、人員増ということも当然出てまいります。本年度百五十名の増がなされておるようでございますが、今後ともそういう整備拡充に伴って人員の不足を補い、増加をはかつていく、こういうことに努力をさせていただきたいと思ひますが、いかがでございますか。

○國田國務大臣 御指摘のとおりと考えております。

○只松委員 大蔵大臣のほうにお尋ねいたしますが、一般的なこの定員削減という中において、こういう医療面における人員を確保していくという

ことは、それなりになかなか容易でない面がある。こういう面に対する大蔵省の格段の理解をいただいております。特に特会になりました何かやつかい者みたいな形になって、そこに補助を出す、こういう態度で出されますと、こういう人件費なんか認めるのが、特に事務当局等では、これが二年たつたら三年たつたらとなかなかむずかしくなってくる、こういう事態も懸念されておるわけでありまして、こういう点に關しましても特段の配慮をお願いしたいと思ひますが、いかがでございますか。

○水田國務大臣 十分配慮したいと思ひます。

○只松委員 それから、先ほどから論議になっております二割引きの廃止の問題で、ある面では五割近くの上昇を来たすことになりました。御存じのとおり四十二年で二万四千三百五十八円というものが二万九千八百五十六円、こういうふうになります。さらに、これを廃止した患者に至つては四万六千四百四十円、こういうふうにはね上がつてまいります。このことは当然に各保険団体、地方公共団体に責任が転嫁されるといひますか、しわ寄せが来るわけですか。ここにも一つ、今日医療関係の人や地方団体の方が、あまり中央にたてつくとおしかりを受けるから、地方団体等はそれほど表面でつてのものはありませんが、私達のほうには内々で、やはり困る、こういう意見の開陳が行なわれてきたゆゑんだと思ひます。したがひまして、こういう面に対しては、これもまあ補助金の増額等をお約束をされておりますけれども、この際あらためて、ひとつこういう二割引き廃止の場合の財政補助というもののついでに格段の考慮を払うということ、厚生省の行政指導とともに、大蔵省側の了解をこゝで取りつけておきたいと思ひますが、いかがでございますか。

○國田國務大臣 ただいまの問題は、ただいまお尋ねの方、それから新患者あるいは外来患者者、ただいままでの方はそのままでございまして、新患者、外来患者も、自己負担のある方はそのまま加算も行なわない、二割引き廃止もしない

わけでございます。外來、新患の自己負担のないう方について廃止をするわけですが、そのためには、御指摘のように直接患者の方の負担増にはならないが、これに伴う国庫負担の財源措置、それから地方財政措置も必要なわけでございます。これは大蔵省、自治省とも相談をして、地方交付税でこれを措置することについていたしておりますが、それでもなおその点は、十分今後とも留意しなければ地方財政の圧迫にもなりかねないわけでございます。それから、これは大蔵省、自治省とも相談をして十分配慮したいと考えております。

○水田國務大臣 すでに本年度より国の負担、地方の負担等の処置をしておりますが、今後とも本年度と同じような措置をしていくつもりであります。

○只松委員 先ほど一番最初に申しましたように、約四十億から五十億の土地の処分がある。こういうことになってまいりますと、一千七百万平米のうち一割を処分する、大体こういうことにならうございします。そうすると一千五百万平米になります。一人当たり百坪を基準の土地が必要だ、こういうことになって、いまの計画でいきましてもぎりぎり、これを順次ふやしていく。入院患者をまだ収容する、あるいは精神病患者や、そのほかの新たな、たとえば打ち込み患者とか、なんとか、長期的な療養を必要とするような者を別の角度からこういうところに収容して療養させよう。こういうことになれば、逆に土地を買わなければならない、売るだけではなくて、新たな土地を見つけてなければならない、こういう事態もあるいは出てくるんではないか。土地の問題についてこういう点の懸念がないかどうか、お尋ねをしておきたい。

○國田國務大臣 土地の処理の問題については、仰せのごとく、これを財政面あるいは整備の面からだけ考えてやると、そういう点が出てくるおそれがあります。したがひまして、ただいまは公用地、行政財産であります。これを一般財産にする、よほど注意をせぬと、その点がおそろ

かになりはせぬか。でございますから、五カ年計画に基づき、将来の必要等も十分考へて、余分のもの、しかも必要やむを得ざるものだけ処分することに十分注意してまいりたい。なおまた、それを処分する場合には、これを公共優先、その他の公共対策に準ずる取り扱いで慎重にやらなければならぬと考えております。

○只松委員 それから、たとえば具体的に、埼玉県蕨市の黒浜に埼玉療養所というのがあるわけですが、いま十坪で、これを四万坪、大蔵省へ移管をしておるようでございます。聞くところによると、大蔵省は住宅公団など、ほかにもこういう話があるようでございますが、事実そういうふうになつておりますか。

○若松政府委員 仰せのような事実がございします。

○只松委員 そういたしますと、この療養所をずっと縮小していく、こういうことになるわけでございますか。まあ、たいへん余裕地があるからだいじようぶだ、こういうことですか。

○若松政府委員 相当余裕のある土地を処分することでございます。療養所自体を縮小するという意思はございません。

○只松委員 近郊、たとえばこの一例を見ましても、埼玉が東京都に近い近郊都市として急速に発展を遂げてまいつております。蓮田辺まで参りますと、まだ多少の土地が残つております。しかし、もうちょっと手前の東大宮なり上尾なり、こちのほうへ来ると、もうほとんど土地の入手が困難である。こういう事態が起つてきておるわけでありまして。現在はそのうちで、おそろく蓮田あたりでもなかなかこれだけの土地というものは容易に手に入らない。もし、これが三複線になつたならば、とてもじゃないが、非常に高価な土地になつてしまふ、こういうことになる地域でございます。そういうところを、現在の単価で安く売却したり、移譲してしまふ。今度は新たに入手をするということになれば、これはなかなかたい

へんな事態になる。いわば容易に入手することができない。こういうことがわかるわけです。

これはまあ、ほんとうに黒沢の一例でございませうけれども、そういうことでこの土地を移譲したり売り払ってしまつて、再び入手するといふことは、これは日本のように狭隘な土地であるいは埼玉のような近郊都市として発展をさせておいておるのでは、そういう療養所等の問題は重大な問題になつてくるわけでございます。したがつて、そういう点については、ひとつ注意の上にも細心の注意を払つて、單に当面の財政問題だけでなくて、長期的な都市圏の国立療養所のあり方、いろいろな面からひとつ判断して取り組んでいっていただきたいといふことをお願いしたいと思ひます。が、よろしうございませう。

○若松政府委員 御趣旨のような事項を十分に勘案いたしまして、慎重に検討してまいりたいと思ひます。

○只松委員 以上で大体の質問をいたしましたので、私の質問を終わりますがあとで私が反対討論のときにも申し上げたいと思ひますが、結局、日切れ法案としてつまり入院患者に薬も与えられない、こういうふうに進んでおいて、こういう法案を出すといふことは、本委員会ではもちろんですが、別な意味で国会を皆さん方が拘束する、こういうことだと思ひます。羽が締められておいて、とにかくこの法案を審議しろ、こういう法案の提出のしかたは、これは通常の予算関係法案ですと、いたし方がない面があるのですが、こういうふうにかきわめて社会保障制度の側面から、あるいは医療、療養そのものずばりの面から、こういういろいろな面を考えた場合に、こういう法案の出し方といふものは、私はきわめて遺憾だと思ひます。八木さんが言つておりました手続上の問題もさることながら、こういう法案の出し方といふものは、今後御検討を皆さん方のほうでもしていただきたい。私たちがこれをたないたらずにやりますと、明日からの入院患者の食事も葉代も困る、こういう事態が出てくるわけでございます。

そこには私たちの、当委員会として審議をする苦しみというものが非常に大きいわけでございます。こういう法案の出し方といふものは、ひとつ今後十分気をつけていただきたい。このことを強く要望いたしますとともに、明日からお医者さんや看護婦さん等の給料の支払いがでないわけでございます。さらに厳密にいうならば、投薬もできない、食事も給与できない、こういう形になるわけでございます。ひとつこういう面については、先ほどから言われてまいりましたような不安を絶対に起こさないといふことが、この大前提になつておるわけでございますから、こういうことの絶対に対起しないように、十分な施策をし、投薬をする。食事等ももちろんいままでと同様、何らかの便法を講じて、ひとつ本案が処理されるまで十分その衝に当たる医務当局、厚生省当局はもちろんでございませうけれども、大蔵省側においてもできるだけ便法をはかつて、ひとつそういうものに取り組んでいく、こういうふうにしていただきたいと思ひますが、両大臣のそれぞれのお答えを最後にいただきたい。

○園田国務大臣 ただいまのことについては非常に苦慮いたしておりました、はからずもこういう状態になつたわけでございますが、今後は十分注意をして、このようなことがないように反省をいたしております。

なおまた、暫定予算に組んだ予算も本予算の成立によつて消え、給食あるいは投薬、あるいは給料の面において行き詰まつております。いろいろ何らかの便法がないものか研究をいたしておりますが、なかなか方法が見つからず困つておるわけでありませう。十分研究して御趣旨の線に沿うように努力をしたいと考えております。

○水田国務大臣 この法令の許す範囲内において、できるだけ善処を私にしたいと考えておりますので、厚生省にもできるだけ支障のないように、いろいろ善処方をお願いするつもりでございます。

○田村委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○田村委員長 これより討論に入ります。通告がありますので、これを許します。山下元利君。

○山下(元)委員 ただいま議題となりました国立病院特別会計法の一部を改正する法律案に対して、私は、自由民主党を代表いたしまして、賛成の意見を表明せんとするものであります。言うまでもなく、国立療養所は、長期療養を必要とする結核、精神病、脊髄損傷等の長期慢性疾患患者に対して適切な医療を提供するとともに、他の同種の慢性疾患を扱う医療機関に対する指導的立場において、医療の向上に寄与することを目的として設置されたものでありまして、これまで、わが国結核療養施設の中核として、戦後における結核対策を推進する上に重要な役割りを果たしてまいつたのであります。

しかるところ、これに加えて近年は、国民の疾病構造の変化に伴う各種の長期慢性疾患、重症心身障害、進行性筋萎縮症等の新たな医療需要にこたへることが、国立施設としての療養所に強く要請されるに至つてゐるのであります。

しかしながら、百数十カ所に及ぶ現在の国立療養所は、御承知のとおり、戦時中の軍事保護院、日本医療団等の施設を引き継いで発足したものでありまして、その建物のほとんどが木造であり、施設の老朽化がはなだしい状態となつておりますので、以上のような時代の要請にこたへるためには、急速に、かつ計画的にその整備を促進し、近代的な医療施設をつくり、よつてもって、本来の結核等の医療を確保強化するとともに、重症心身障害児、脳卒中、交通災害の後遺症等、最近急増している医療にも積極的に対処する必要があるものであります。

今回の改正措置は、国立療養所の所管を一般会計から特別会計に移そうとするものであり、これにより、借入れ金の導入、資産の効率的活用、予算の弾力的運用等、特別会計制度の長所と妙味を發揮して、国立療養所の施設の整備を促進し、あわせて、経営の円滑化をはかろうとするものであり、現状に照らし、きわめて適切、妥當な措置と認めるのであります。

この際、特に申し上げたいことは、従来実施されてきた診療費の二割引き制度の廃止及び今回実施される基準加算の問題について、現在の入院患者の既得権を保障するほか、新規入院患者についても、自己負担分が現在よりも増加することのないよう措置されることはまことに適切であります。が、不幸にして疾病にかかり、病床にあって治療に専念せられる患者の立場になつて、政府のさらにあたためた配慮を寄せられることを要望するものであります。

終わりに臨み、今回の特別会計制度移行措置のねらいが、あくまでも施設の整備促進にあり、決して独立採算制を採用する趣旨のものではないことにかんがみ、政府としては今回の措置の意図するところについて十分な理解を得られるよう、一そう努力するとともに、国立療養所の今後の運営については慎重な配慮をもって当たられることを強く希望いたしまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○田村委員長 只松裕治君。

○只松委員 社会党を代表いたしまして、本法案に反対の意見を申し述べます。

国民の健康を守る医療は、本来、社会保障制度の充実によりまして、直接国家の手によつて国民のために行なうべきが至当だと思ひます。ところが、今回、この独立採算制の実施によりまして、これと逆行する法案が本法案であり、提案されたわけでございます。先ほどからわが党からも指摘されてまいりましたように、本来社会保障制度審議会へ諮問をした上で本案提出をはかるべきでございませうけれども、そのこともなされなまま本委員会へ提案をされております。したがつて、本質、手続ともに私たちは強く反対をするものでございませう。

この内容に至りましては、独立採算制の実施に

さらに、差額ベッドなどを増加させる、こういうことは当然に営利的な色彩を国立療養所が持つこととなります。営利的色彩が強くなってまいります。社会保障制度を拡充していく国立病院本来の目的がだんだん見失われていくということになるわけでございます。この点は強く警告をしてお

療養上困難を生ずる。それだけではなくて、国の土地の政策の見地からも、貴重な財産として——特会にして、病院の会計上、財政上からみだりに処分をする、こういうことは、国政全体から見ればたいへんな誤りであるし、また損失だと思います。この面からも、私たちは土地を売っ

るわけでございまして、私どもは、本法案が提出されましたときには、どうしてもその不信感から賛成はできないものであるというふうに考えておりました。しかしながら、あとで出されるであろう附帯決議を見るに及びまして、その考え方を改めまして、本案に賛成することになりました。

を見てまいりまして、第二条だけを見るならば、明らかにこれは社会保障制度に関する企画の重大な問題だと思います。しかし、第二条はあくまでも設置法の第一条を受けておりますので、法律論的な解釈から申しますならば、やはりこの審議会は社会保障制度ブローパーに関する調査、審議を行な

うべきものである、それを受けての第二条でござい
ますので、かけなかったことが直ちに違法である
という結論にはわれわれはくみすることができま
せん。しかしながら、制度の運用といたしまして
は、かけてはならないと書いてあるわけでもござ
いませんで、これは今後もあることでございま
しょうが、やはり社会保障制度に関する一つの
重大なポイントでもありますので、必ずかけては
ならないというようなたくな解釈をとることが
、政治的な態度として望まじきものであるかど
うかについては重大な疑問を持つわけでありま
す。この点は十分考慮をいただくことにいたしま
して、以上申し述べた点で本案並びに附帯決議に
ついては賛成をしたいと思います。(拍手)

○田村委員長 広沢直樹君

○広沢(直委) 私は公明党を代表して、ただいま議題となりました国立病院特別会計の一部を改正する法律案に対し、反対の意を表するものであります。

政府は今回の改正で、国立療養所を一般会計から特別会計に移行しようとするものであります。が、国立療養所は、結核、精神、成人病、交通災害後遺症、重症心身障害児など、一般病院等で収容不可能な患者を収容し、戦後二十二年にわたって治療、看護面で公的医療機関として、患者のため大きな役割りを果たしてきたのであります。が、特別会計に移行することによって、公的医療機関の性格を喪失し、結核等の長期慢性疾患の医療保障に対する国の責任を放棄し、結局患者側にしわ寄せをしようとするものであります。またこれは、国立療養所の独立採算制を強め、企業営利化を招くことは明らかであります。かねてより政府は財政硬直を理由に医療保険制度の改悪を意図しておりますが、ここに国立療養所の特別会計への導入は、いよいよ社会保障の全面的後退に、より拍車をかけるものであり、断固反対するものであります。

特会制の成立を期し、申しわけ的に国庫補助金を、四十三年度において四九%を保障するといはうものの、一般会計ですら確保できない予算を特会制に移行することによって経営の改善がはかられるとは、だれ人も保障し得ないのであります。むしろ借り入れ金の償還等により国立療養所の経営を圧迫し、自己負担の患者に負担の増大することを予想されるのであります。

また政府は、特会制を契機に国立療養所の大幅な統廃合、地方移譲を計画しているようであります。その計画自体はいまだ不明確であり、さらさらに合理化の美名のもとに多くの人員整理が予想され、そのことはとりわけ充足率の低い医療従事職員の一そうの労働過重を招き、かつそのために、患者に対する医療サービスの後退、負担の増加、さらに医療費の増高を来とし、まさに国民医療の大幅後退となることは必定であります。

以上の理由から、わが党は、眞の国民医療を逸脱させるこの法案には、強く反対するものであります。(拍手)

○田村委員長　これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田村委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○田村委員長　ただいま議決いたしました法律案に対し、自由民主党及び民主社会党を代表して渡辺美智雄君より、同君外二十四名提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。渡辺美智雄君。

○**逋辺(美)委員** ただいま議題になりました国立病院特別会計法の一部を改正する法律案に対する

附帯決議案につき、自由民主党及び民主社会党を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。
案文は印刷してお手元に配付いたしてありますので、朗読は省略させていただきます。

御承知のとおり、政府は、年来の懸案である国立療養所の特別会計制度への移行を昭和四十三年度から実施することとし、このため今国会に国立病院特別会計法の一部を改正する法律案が提出せられたのであります。

これによつて、国立療養所の経理が明確にされ、ますとともに、その施設設備の整備が計画的に促進され、療養所本来の使命であります結核等の医療を確保強化するとともに、さらに、一般に民間では手をつけにくい成人病等の長期慢性疾患、重症心身障害等、最近急増しておる新たな医療需要にも積極的に対処し、もつて社会の要請にこたえていくことが期待されているのであります。

しかしながら、反面、特別会計制移行を契機として、国立療養所が独立採算的な運営を余儀なくされるのではないか、そうなればこれに伴つて結核対策の後退、患者負担の増大、医師、看護婦等職員の労働強化などの事態を招来するのではないかなどという不安と懸念が関係各方面から起きていることもいふべきところであり、当委員会の審議を通じ、委員各位からも指摘されたところであります。

これらの諸点につきましては、法律案の委員会審議を通じて、国立療養所の適正な運営の結果生ずる収支差については、当然一般会計から繰り入れ金をすること、いわゆる二割引き制度の廃止等にあつては、患者負担が増大しないよう措置すること、職員の充足確保については一そう努力するなど、政府はその考え方を明らかにいたしてゐるのであります。この際、当大蔵委員会として、特に配慮すべきであると思われる諸点を附帯質問として明示し、政府に要望しておくことが必要と考える次第であります。

の充実と所要財源の確保につとめること。二、国立療養所の経営に伴う収支差額については、所要額を一般会計から繰り入れ、独立採算制をとらないこと。三、いわゆる二割引き制度の廃止及び基準料加算の実施にあたっては患者負担が増大しないよう措置すること。四、土地処分にあたっては、公共の福祉に貢献する用途への転用を優先するよう配慮すること等、その他三項目、計七項目にわたるものでありまして、いずれも案文の文言で尽きており、特に御説明を加えることもないと思われます。要は、国立療養所の特殊性と国立療養所が他の同種の医療機関に対し指導的立場にあることを自覚し、適切妥当な運営をはかることによつて、国民の疾病構造の変化を伴つてますます深まりつつあるその使命と任務を全うしていかなることを強く要請するものであります。

政府の善処方を要望いたしますとともに、大方の御賛同が得られることをお願い申し上げ、簡単であります。附帯決議案の趣旨の説明を終わります。（拍手）

參照

國立病院特別會計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一、結核、精神病、重症心身障害長期慢性疾患等の特殊医療に対する施策を一層充実し、国、地方を通じ所要の財源を確保するよう努めること。

二、国立療養所の経営に伴う収支差額については、所要額を一般会計から繰り入れることとし、独立採算制をとらないこと。なお、借入金金の償還が国立療養所の経営を圧迫しないよう充分配慮すること。

三、国立療養所の大幅な整理統廃合、地方移譲

を行なわないこと。

四、医師、看護婦等の職員の充足を図るとともにその処遇改善に努めること。

五、医療、給食、看護等の内容改善を図り、特に

患者食糧費の改善に努めること。
六、療養費の割引廃止及び基準加算の実施に當つて自己負担の伴う患者については、その負担が増大しないよう特別の措置を講ずること。
七、施設整備費の財源に充てるための土地処分については、国立療養所の運営及び患者の療養に支障を生じないよう配慮するとともに、処分に當つては、公共の福祉に貢献する用途への転用を優先し、住宅、学校、社会福祉施設等に対し、特別の配慮を行なうこと。

○田村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
おはかりいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田村委員長 起立多数。よつて、本動議のごとく決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。水田大蔵大臣。
○水田国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、十分関係省と協議し、御趣旨を体して善処いたします。

○田村委員長 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田村委員長 次に、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案、及び金融機関の合併及び転換に関する法律案について、本日、金融制度調査会会長舟山正吉君に参考人として出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

本会議散会後再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後四時十四分開議

○渡辺(美)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案、及び金融機関の合併及び転換に関する法律案を議題といたします。

本日は、参考人として金融制度調査会会長舟山正吉君が出席されております。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。井手以誠君。

○井手委員 銀行の者が床柱にすわるという時代はいいときではないという話がございます。銀行床柱時代。最近十年間に日本の経済は六倍にも七倍にもなつておるのに、銀行の規模は従前とほとんど変わらない。からだは太つておるけれども着物物はつんつるてんの状態です。経済も鎮静いたしました。高い金利でも借りて仕事をすればもうかる時代は過ぎようといひしております。すなわち、金融革命、金融改革を行なわねばならぬという事態に今日は立ち至つておると私は考えております。また、多くの人々もそのように判断をいたしておると思つております。

そこで本日は、日本の金融はいかにあるべきかという、きょう、あすじやなく、今後かなり長期間にわたる日本の金融体制をいかにすべきかということについて、若干触れてみたいと思つております。従来のように追ひ詰めた質問じやなくて、存分に意見を申し上げたいと思つております。大臣のほうからも率直に御意見を聞かせていただきたいと思つております。

そこで、金融改革の基本になります日本経済の今後です。日本経済は今後どういふふうになるかといふこと、設備投資はどうなるかといふこと、かといふ、いわゆる経済、金融をめぐる環境と申しますか、背景と申しますか、それがやはり基本でなくてはならぬと思ひます。この点について

経済企画庁長官にお伺ひいたしますが、最近のきびしい世界の経済情勢、通貨の問題、あるいは国内にあっては労働力の問題、国際收支改善という問題、それらをいろいろ考へてまいりますと、日本経済は従来のような高度成長はとて見込まれないのではないかと。また一面において、大型投資、合理化投資というものの、あるいは資本自由化に対する大型の投資というものの間もなく一段落する

でありますし、耐久消費財というものの一巡するでありますし、いろいろなことを考へてまいりますと、従来のような設備投資の資金というものがかなり鎮静してくるであらうと考へられます。ことしとか来年とかいふことじやなくて、今後十年くらいの見通しについて経済企画庁長官の御意見を承つておきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 ざつぱらにいろいろ意見を言へといふお話でございますので、そういう心がまえで申し上げますけれども、私もよく一年先の経済見通しをもうしつちやう間違えて御迷惑もかけたり御批判も受けるわけでありまから、十年先といふようなことは実はなかなか見通せな

いわけでございます。しかし、いま御提起の問題については専門家たちとよく役所で議論をいたしておりますが、まず世界経済全体、世界の環境全体で申しますと、やはりこれだけまだ発展途上国がある、いわゆる未開発の国がある、そこに相当の人口がいるといふことから考へますと、世界経済はまだ相当の成長要因を持つておるはずである。まあ戦争がないといふ一応前提でございますけれども、あれだけ低開発国という形で潜在需要があるといふふうには考へますと、まだ十年や二十年、十分成長要因があるといふふうに見るべきではないだらうか。ただ、その際、信用手段なり決済手段なりをどうしていくかといふ問題はございまして、うと思ひますけれども、成長要因は非常にまだ大きいのではないかと。いふふうには考へるわけであります。

次に、その中で日本経済がどういふ役割りを果たしていくかといふことでございますが、さしずめ労働力が相当逼迫してきたといふことで、これは従来のように失業者を相当かかえておつた時代に比べますと、いわゆる管理通貨による成長政策といふものは、いままでのようにのんきに運営をするわけにはいかない。相当注意をして運営しなければならぬといふことは、もう間違ひなくそうだと思いますが、しかし、周到に運営されるならば、まだまだ十年くらい成長要因があるかないかといへば、私はやはりあると見るべきではないかと思ひます。と申しますのは、労働力が不足してきたといひましても、まだまだ生産性の低い部門から高い部門へ流そうと思へば流す余地はある。ただ、その流動性が——これはもういままでの歴史や社会の習慣のゆえもありまから、そう簡単には流動的になりませんので、そういうふうには要りますけれども、まだまだ日本は労働力がないという状態ではない。そうして、労働の対価も世界一高いといふふうではなくて、まだまだ国際的には低いほうでありますから、そういうことは、くふうのいかんでは、この十年ぐらゐの間ネックになるといふふうには私は思ひません。それから技術革新といふものは、おそらくこの辺でとまるといふような要因は別にありませんので、これも毎年毎年新しい技術があらわれてくると考へるべきでありましから、それに即応する労働力なり

何なりの流動性、そういう能力を持つておれば、私はまだ十年ぐらいはかなり成長し得るのではないか。

いずれにしても、実証的に証明しろと仰せられると、それが申し上げられないわけですが、大まかにはそういうふう感じておるわけでありま

す。

○井手委員 長官に聞きたかったのは、私も成長はすると思つておりますが、従来のような高度成長はともできぬじゃないか。何%というところは申し上げませんが、八%から十%に伸びるようなことはむずかしいのではないかと思つておりますが、その場合に、したがつて設備投資も一通り一段落し、一巡して落ちつくのじゃないか、こういうことを申し上げたので、簡単でけっこうですが、その点を……

○宮澤國務大臣 私も数字を腹の中で思つていながら申し上げなかつたのでございますが、先進国の成長というものをかりに三%ぐらいと私は実は何となく考えるわけでございます。それに対して、七%とか八%とかいうことであれば、これは先進国としてはかなり高い成長率であると思うのでございますが、私がまだまだ成長要因があるというふうに申し上げましたのは、その七、八%のというつもりで申し上げました。

○井手委員 この機会にちよつと事務当局にお伺いしておきますが、数字だけでおしやつていた

企業における金利負担、金融費用の負担、最近の――まあ四十一年度と思いますが、三十一年度と四十一年度の金利の金額、金融費用の負担額、それと三十一年と四十一年の付加価値に対する金融費用の割合をお示しいただきたい。

○澄田政府委員 ただいま御質問のうちの第一点の三十一年と四十一年の金融費用、すなわち金融機関、これは民間金融機関並びに政府金融機関、農林系統の金融機関等も含めましての数字でございますが、金融機関が受け取りました利息の総額、これが三十一年は四千九百十七億でございます

したが、四十一年は二兆五千五百四十一億、この間に五・二倍になつておるわけでございます。

それから、これは必ずしも正確に付加価値そのものでないわけですが、その費用の構成から見ましてほぼ付加価値に当たるものというところでは推定計算をいたしました。三十一年は二兆四千億に對しまして、四十一年は十一兆四千億ばかりになると思ひます。

○井手委員 私が局長にお伺いしておるのは、付加価値に対する金融費用の割合を承つておるので

す。これは、三十一年は一%であつたのが、四十一年には一八%に上つております。私がここで数字を聞いたのは、こういうわけですが、最近、企業の内部留保がふえてまいりました。また、したがつて昨年の金融事情にも見られるように、金融機関に対する資金の依存度が若干低下してまいりました。したがつて、設備投資に対する資金の需要は一時よりも緩和しておると思う。また、緩和される今後の情勢であると、一般にはいろいろの調査会の発表が出ておるのであります。

〔渡辺(美)委員長代理退席、金子(一)委員長代理着席〕

そういう場合に、高い金利で借りて工場をつくればどんどん売れる、もうかるという時代は、そう続くものではございません。そうなつてまいりますと、日本の企業にとつて、経済にとつて今後大事なこととは金融負担ではないか、金融費用の負担が大きな重圧になつてくるのではなからうか。とにかく、高い金利でもつて借りられれば借りておけという時代は、私は去つたと思う。

私は企画庁長官に重ねてお伺いいたします。金利負担というものがこれほど企業を重圧しておる。いまも申しましたように時代は変わつてまいりましたから、この金利ということが今後の日本経済の大きなウイークポイントではないか、急所ではないかと私は考へております。私はこの点から金融改革というものを考へねばならぬと思つております。金利の安いということは、私は企業に

とつてはきわめて大事であり、経済にとつてきわめて重大な問題であると考えますが、長官の考へを承りたい。

○宮澤國務大臣 從來わが国の経済は恒常的に資本不足でありましたし、今後も私はその状態はかなり長く続くであろうと思ひます。わが国の経済にとつて、諸外国、先進国に比べて非常に金利の負担が大きいということは、私は御指摘のとおりだと思ひます。

○井手委員 そういう前提に立ちますならば、從來のような金融機関の経営であつてはならぬと思ひます。私は最初に銀行床柱時代ということばを使ひましたが、金融機関が事業をやるのではなくして、産業界が事業をやるのに国民大衆の金を集めて調達をしてやる、いわゆるサービス機関であると考えたのです。ところが、從來日本の銀行は、国家に保護されて、明治以来、よくいわれることですが、経営合理化の一番できていないのは銀行じゃないか、明治初頭以来そのままだじゃないか、こういう話をよく聞くのです。なるほど銀座の一丁目から八丁目まで銀行はつばなビルをつ

くつておりますが、しかし、その中身はどうであるうか。資本金は以前とほとんど変わつていないはずですが。若干はふえましたが、あまり変わつていないはずですが。しかも人事は停滞をしておる。ふんぞり返つていても向こうから頭を下げ

て貸してくだされと言ふ。日本のえらいといわれ

る独占資本のおえら方も、金融界に対してはほとんどくちばしをいれることができないじゃないですか。金利に対して、銀行の態度に対して、独占の本尊といわれる日経連でものを言つたことはない。ただ、昨年の五月になつて経済同友会がやつと、内部資本が充実した理由もあつたでしょう、ものを言つたことがございました。私は参考のため

に、政は金融機関の保護であつてはならない、保護されねばならないのは預金者だということを、一生懸命勇気を出して言つたのでしよう、初めてこういうことを言つてゐる。いままで銀行は殿様経営でした。こういう銀行のあり方に対して、時代は変わつてまいりました。安い金利で奉仕しなくてはならぬ時代に私は変わつてきたと思う。そこに今回政府の考へておられる金融改革の根柢があると私は考へておるわけでありま

中小企業の人の話を聞きますと、高い金利の金を借りて、汗水たらして働いて、ちよつとやりそこなうとつぶされてしまふ、銀行のために働いてゐるのじゃないかというのをよく聞くのです。こういう日本の金融界のあり方について、大蔵大臣はお疲れのようですけれども、どう考へになりますか。

○水田國務大臣 井手さんのお考へのとおりだと私も思ひます。先ほどから話してございましたが、四十年代になつたら高度成長というものはもう望めないといふふうな私ども考へておりましたが、四十年代の前半の事情を見ますと、いま企画庁長官が言われたように、まだまだ経済の成長力というものはあるといふふうな考へられますので、四十年代の後半ごろになつてから初めて金融の鎮静化といふようなものも逐次見られてくるのじゃないかといふふうな考へられます。この年代の後半においてそういう現象が出てくるだらうということ、それから、從來はやはり預金者の保護ということが、資本蓄積のない日本としましては非常に必要な政策でございましたので、預金者保護のために銀行を保護した。過度に保護したというお話がございましたが、相当銀行の保護が行き過ぎておつたという面が十分あると思ひます。預金保険というふうなものでもあつたのでしたとしかく、これがない以上は、政府としては銀行に健全経営をさせる、このことだけが預金者の保護と結びつくことではないかと考へますので、監督を厳重にするかわりに、銀行に対する保護というものもある程度あつたといふことでございます。

しかし、国際的に自由化を控え、いま言ったような高度成長の動向、金融の鎮静化というような背景を考へてみますと、今後そういう背景の中にいかに銀行で低利良質の資金を供給するかという体制を、これから急速に環境の中でとつていかなければならぬと来ておりますので、したがって、いまお話しされるように、今回の法案というものもこれと関係のあることでございまして、私はここで銀行に競争原理というものが働く広場を設けて、そうして資金コストをどんどん下げさせるという方向に、こういう方向に今後銀行行政を強化していくという必要がございまして、これとの関連において今度の法案の御審議も願っております。

銀行、金融機関のあり方についての考え方は、さつき井手さんの言われたことに私も全く同感でございます。

○井手委員 事務当局にお伺いいたしますが、従来大蔵省は経常収支率というものを強力に指導なさつたのであります。銀行の経営に一億円の収入があつたならば支出は七千八百万円に押へるといふ強力な指導があつた。それはどうなつておりますか、お伺いをいたします。

○澄田政府委員 ただいまお話しがありましたように、従来銀行経営、金融機関の経営を監督し指導する立場から、経常収支率というものを一つの目安といたしまして、普通銀行でいへばそれが七八。いまお話しのように、一億円に対しては七千八百万円、こういうことになるわけでございますが、普通銀行に七八、あるいは相互銀行の場合には八〇というようなくないで、一つの目標値として経常収支率というもので健全経営、経費の収支の余裕を見て内部蓄積に充てる、こういう趣旨でそういう指導をしてきたことは事実でございます。ただ、いまもお話のありましたように、今後金融機関が経営の効率化に徹して資金コストを下げていく、そのためには適正な競争原理を導入しなければならぬという方向で、今回御審議をお願いしております法案もそういう考え方に基

づくものでございまして、やはりその考え方の一環といたしまして、統一経理基準というものを普通銀行に対して昨年の上期から実施をいたすことにいたしております。金融機関の償却とか積み立て、そういったものについて一定の基準を立てて、その基準に従つて決算をする。そうなりますと、経営の内容が決算期に外部からよくわかるような形になります。企業経理として適正な競争が行なわれる、こういう形になつてくるわけでありまして、そういうこともやっておりますので、経常収支率ということにつきましてもこの際再検討いたしました。金融機関の経営の指導方針としていかに今後実情に沿うようなものをつくつてまいりたい、かように考えております。

○井手委員 澄田さん、簡単にいいですから、数字だけお伺いしておきます。

○大臣、こういうことでございまして、いまの経常収支率、一億円の収入があつたときには支出は七千八百万円に押へるといふのです。言いかえれば、二割二分、二二%もうけろといふのです。利益をあげろといふのです。いまの世の中に大蔵省の指導で二二%もうけさせる強力な指導があつていいのでしょうか。終戦直後ならばいざ知らず、だから、毎年所得増付、長者番付には銀行は上位三十のうちに十幾つも入つておるのです。この二二%もうけろといふその中には何が入つておるか。法人税まで入つておるのです。事業税はやむを得ないとしても、いろんな諸経費を差し引いた利益に對し所得税がかかるというものを、法人税まで加えて利益を強制させるということが一体正しいことでしょうか。私はいままで銀行のことをいろいろ批判してまいりました。世間の批判もお伝えいたしました。けれども、大蔵省自身の指導にも私は反省すべきものがあると思つております。私は、銀行局長は、いや、あれはもう公式には申し上げておられません、自然消滅の形でございまして、おことばがあると思つておたけけれども、まだ生きておるといふおことばですから申し上げたので、こんなに二二%もうけさせようとするなら、

いかに歩積み・両建てをこの当委員会や予算委員会で言つたつて、やみ金融しなくてはやつていけないじゃないですか。やみ金融の基本がここにあるのです。私は、はつきり申し上げておきます。歩積み・両建ての話はあとで申し上げますけれども、幾ら指導しても歩積み・両建てをやまないといふのは、大蔵省の二二%はもうけなければならぬという指導があるからやみ金融をしなくちゃならぬじゃないですか。しかも法人税まで加えた、その金額まで入れるなんというの、私はもつてのほかだと思ふ。私はこの際、大蔵大臣に即決できめてほしい。

○水田国務大臣 これは当然これから経理基準ができて指導するときにございまして、この経常収支率の指導はこれから検討いたします。さつき申しましたように、やはり預金者を保護するといふためには、ほかの保険制度がなかったために、銀行の健全経営、銀行が確かなものであることが唯一の預金者の保護になることでございまして、そういう点から過当の保護といふものもあつたといふふうに私も考へております。やはりこういう問題もその一つの問題と思われまして、今後十分検討いたします。

○井手委員 きょうはよく申さぬつもりですけども、このことは、ひとつ検討だけじゃなくて、すみやかに改めなすといふことを言つてもらわねと……。そのくらい言えるじゃないですか、水田さん。すみやかに改めなすぐらい言えそうなものじゃないですか。中小企業は泣かされておる、つぶされておる、それに二二%もうけなければならぬという指令というものは、これは反しませう。銀行の社会倫理に對して私はきょうはいろいろ申し上げるつもりですが、大蔵省の指導に對して申し上げなければならぬようになってくるのです。きょうはあまり言わねうちにやつてください。

○水田国務大臣 もういま言いましたように、むろんこれを改善する方向で検討します。

○井手委員 そこで、いよいよ本論に入つてまいりますが、金融改革の課題というものの、それじゃ何から手をつけねばならぬか。これはあとで舟山さんにもお聞きいたしますが、私は、金融機関のいわゆる機関を再編成するとかいふ、そういう機関の問題よりも、銀行の体質、姿勢というものを改めることが先決問題じゃないかと思つております。機関を改めてもなかなか本質が改まるものじゃございませぬ。やはり体質の改善ということが向かわなくちゃならぬじゃないでしょうか。そこで、私は取り上げなければならぬ第一の問題は、いま言つた日本経済のウイークポイントである、急所である金利を引き下げるといふ。これはあとで具体的にお聞きをいたしますが、金利の引き下げ問題。この間、政府の物価安定推進会議ではこういうことを申されております。銀行の上げ過ぎが企業負担を増大させる、それが物価上昇の要因であるとして、政府機関の物価安定推進会議が提言しているのです。その二は、金利引き下げの次には預金者保護ですが、これはすでに大臣からのお話がありましたから重複は避けたいと思つたので、その次に、私は何としても中小企業金融といふもの。今回出された中小企業金融については、私は若干意見がございまして、中小企業金融については、いままで倒産相次いでおる状態です。かつてにつくられた中小企業全部に金を貸して助けてしまわなければならぬとまでは、私は申し上げません。

〔金子（一）委員長代理退席、委員長着席〕自由企業の場合にはいろいろなこと予想しなくちゃならぬと私は思つておりますが、いかにして中小企業の金融を確保していくかということが第三番目に重要であらうと私は存じております。私は、この際もう一つ参考にして申し上げておきますが、昨年の五月総合政策研究会から出されました「資本取引の自由化と産業資本のあり方」の中で金融及び金融機構の整備というところで提言があつております。その一つは、系統金融が行き過ぎておる、金利が高過ぎるということ、二番目

には、預金が偏在し過当競争がひど過ぎること、三審目には、金融機関を専門化していかなければならぬということ、そして都市銀行は合併しなくちゃならぬということをおっしゃるのであります。したがって、まず日本経済の今日の要請にこたえるためには、中小企業金融の問題よりも、都市銀行の合併というところを取り上げるのが先決問題ではないだろうか。私は、いま金融改革によつてとらねばならないのは、金利の引き下げと預金者保護、それに中小企業金融の確保、そしてたゞいままでとらねばならないことは都市銀行の合併ではないかと思う。この私の金融改革の順序について大蔵大臣の意見を承っておきたいと思ひます。

○水田国務大臣 中小企業金融機関の問題よりも一般銀行の問題のほうを先に取り上げるべきであつたというお話、私もそう思ひます。本来はそういう形でいきたかつたのですが、当面急を要したために、各種中小企業金融機関を中小企業の金融に定着させるという必要から、今回のいろいろな措置の御審議を願うことになつたのでございまして、これに就いてすぐに金融制度調査会にはこの一般銀行の問題を取り上げていただくようお願いして、いま審議を願つておる最中でございまして、近く答申が得られましたら、それによつて初めて全体の金融機関のあるべき姿についての答申が出さうなわけでございまして、私もそれを基礎にして十分の研究をしたいと思ひます。

その次に、金利の問題ですが、長期のほうは、御承知のようにずっと引き続いてだいたい下がつてまいりましたが、まだ金利水準は日本は高いというところでございまして、短期のほうは御承知のように経済調整の問題から政策的に金利を上げておるといふ時代でございまして、これはこういう状態であつたわけにはまいりませんので、こういう経済調整の必要がなくなつた場合には直ちに金利は下げる、のみならず、さらにこの金利水準を下げると

いう仕事をこれからずっと継続しなければならぬと考えますが、それには、さつき申しましたような競争原理を働かせる、そして金融コストを各金融機関が下げられる環境をつくつていくということが当面重要だと思ひますので、それも今回のこういう法案をお願いする一つの理由でございまして、さらに、外国と比べて、私はどうかは預金金利の問題にやはり手を触れなければならぬじやないかと考えておりますが、この問題はなかなかむずかしい問題で、資金の蓄積が十分ない日本としては、常に蓄積のためのいろいろな特別措置をもつていて、手をつけるのはなかなか簡単にはいかぬと思ひますが、やはり将来預金金利の問題にまで触れた金利水準の引き下げというところまでいかなければ、国際競争に勝つための本格的な施策にはならぬじやないかというふうに考えております。当面、まず現在の状況においてコストを下げられるだけ下げ、そして金融を効率化するための措置をとりあへずとらなければならぬので、逐次やり得ることをこれからやつていって、最後にはいま申ししたようなところまで私もはいきたいというふうに考えております。

○井手委員 そこで、もう一点伺ひたいんですが、先刻来自由競争の原理を取り入れるというお話でございました。私もこの点は賛成です。しかし、自由競争の原理を取り入れようとするれば、その前提に欠かすことのできないのは預金者保護です。それをせずして自由競争をさせる、荒波に航海させるというわけにはまいりません。舟山さんのほうからもお話があつてゐる、堀越さんのほうからも話があつてゐる、あるいは同友会からも、総合政策研究会からも、各方面から要望が出ております預金保険制度というものを早急に検討され、成案を得られる見込みであるかどうか、その点を簡単に答えたいでございまして、

○水田国務大臣 その点はいま金融制度調査会でも検討願つてゐる問題であります。

○井手委員 最近、産業界の大合同が進んでまい

りました。資本自由化に対する措置であると私は理解をいたしております。したがって、資金の需要も大型化してまいるのであります。それには、都市銀行の強化ということ、あるいは地方に潤沢にある資金を中央に流させようという考え方は私は理解できるのです。すべてがよいとは思ひませんが、理解できるのです。ただ今回の二法案を考へてみますと、世間ではこういうことをいつております。都市銀行は、従来の長期信用銀行などの金融債の甘み、これが国債や自己資本の充実によつてなくなつてきた。そこでひとつ長期資金も都市銀行でまかなおうじやないか、やろうじやないか。かつてコールを地方から集めた都市銀行はあつた甘みも忘れられない。そこで地方から中央に資金を吸収するやうな方法を講じようではないか。この金融二法案というものは、世間では、地盤沈下した都市銀行のいわば復権運動である、権威回復の運動であると言ふ人があります。これは単なるうわさとして聞きのがすわけにはまいりませんが、これは一つの批評としてよろしうございしますが、私がここでお尋ねしたいことは、そういうやうなことになるまいかと、一番大事ないわゆる地方の銀行を合併させる、相互銀行を昇格させる。もう大きくなり過ぎたから昇格もある場合にはいいでしょう。しかし、残つた小さな銀行はどうなるのか。それらをひくくめて私が一番心配いたしますのは、従来でも中小企業には回りがねた資金が、中小企業金融、零細企業金融というものが、資金の効率化という名前のもとにますます梗塞されてしまひやしないのか、この点が一番心配です。いみじくもこういうことを答申にはうたわれております。これは舟山さんのところから出たものです。こういうことが言われておる。相互銀行については、手数料がかり、リスクもある中小企業金融よりも、より大口の金融を行なうことにより、その業務を拡大しようとする傾向がみられる。こういうことが言われております。それはそのとおりです。しかし、そのとおり現実がそうであるから、現状がそうであるからと

いつて、普通銀行と同じになつた相互銀行の大きなものを普通銀行に昇格させる、そうなつてまいりますと、われわれが一番心配しておる中小企業金融の保証は一体だれがしてくれようのか。小口で預金を集めたり、小口で貸すことは預金コストに影響がありますから、だんだん大きなものをやろうとする。大口で都会に流そうとする。そうなりますと一番困るのは中小企業金融です。その中小企業金融に対して資金の確保をどうなさるのか。保証をどうなさるのか。私はこの保証なくしては金融二法案について簡単に賛成することはできません。これが一番中心です。その点について、私は特に水田大蔵大臣と舟山さんに確信を承つておきたいと思ひます。

○水田国務大臣 一つは銀行行政の問題でございしますが、今度は中小企業金融機関を中小企業金融に定着させようという目的でありますので、したがつて、もしこの金融機関同士が合併するというやうなときに、この合併がその地方の中小企業にどういふ影響を与えるかということに十分に考えまして、悪い影響を与えるというやうなときにはこの合併を許可しないというふうに、許可の場合にこの点を十分に考へてやろうというのが、いま私どもの考へておることでございまして、こういう点は、どんな金融機関が合併することによつて中小企業から離れていくというやうなことのないうちに、もう万全の措置を講ずるつもりでございまして。

○舟山参考人 金融制度調査会におきましては、先般中小企業金融に対する考へ方を答申いたしましたのでございまして、ただいまお尋ねの点に限つて申し上げますが、あの答申を作成しますまでは、普通銀行とか相互銀行、信用金庫、信用組合は業務が同質化しておるから、この専門機関をこまかく分ける必要はないじやないかという意見もあつたのでございまして、けれども、その意見はとりませんで、現在の相互銀行、信用金庫、信用組合の制度を置きまして、それぞれ専門をつくりまして、これに専念さ

すようにいたしましたのでございます。これが私は、中小企業に対してそれぞれの機関がそれぞれ熱意を持って職務に当たることが出来る最良の制度であると考えております。

別途合併転換に關しまする示唆を申し上げましたことは、今後こういうふうに専門機関の働く分野をきめると、それに適合しないような機関も出てくる、あるいは不振な金融機関もあつて、それらはある程度において合併あるいは転換せよとして、金融機関の効率化をはかることが必要だといふふうに考えたのでございまして、そういう道を開いておくということでありまして、決して合併転換法ができたから、どれもこれも大きなものに一緒にしてしまふということではございませぬ。あくまで専門機関を置くことが中小企業金融の疏通に資するゆゑんであるということを考えた次第でございまして。

○井手委員 これには、いわゆる銀行が同質化してきた、同じ土儀でやらせようじゃないかといふところに問題がある。弱い者はやはり別ワグで守つてやらなければならぬといふ中小企業、零細企業金融の本質があることを忘れてもらつては困る。この点はなお同僚委員からも多くの御質問があると思ひますので、私はこの程度でとめておきまして、一番肝心の問題に入つていきたい。

端的に申しまして、今日の貸し付け金利といふものは、いま都市銀行の貸し付けの平均は六分九厘七毛、地方銀行では七分七厘、これが四十一年度の上期の統計であります。この七分から七分七厘という高い金利を、結論から申しますと、預金コストの引き下げによつて一分五厘は引き下げられると私は確信を持っております。これが私はきよの質問の重点です。一分五厘は引き下げられると思ふ。それをいまから論議いたします。

もし一分五厘下げられるとしたら、四十一年度一年間で二兆六千億円の金利負担の中で二割から二割五分引き下げられるとしたら、日本の経済にばく大な利益になると思ふ。そこで伺ひたいしますが、これはどちらの側か知りませんが、一体

銀行預金の内容はどういふものであらうか。といふことは、世に擬装預金といふものがあります。債務者預金といふことですね。債務者の預金は何割であるか、公金預金は何割であるか、純粋の一般預金は何割であるか、これを伺ひたいします。

○澄田政府委員 ただいま御質問のうちの債務者預金でございますが、これはもちろんお断りするまでもないのですが、全部いわゆる歩積み・両建てといふものではないのです。債務者が同時に預金を持つてゐるという場合でございますが、これは都市銀行で申し上げますと、昨年の十一月現在で四七・三％。これは貸し出しの四七・三％でございまして。地方銀行で申し上げますと、四二％といふような数字になつております。

○井手委員 両大臣、これは大事な問題です。もちろんそれがすべて歩積み・両建てとは思つておりませんが、貸すほうの力と、貸していただくほうの弱さを考えますと、口では言わぬでも目の色でわかるはずですよ。ものを言わぬ威力といふもの、金融機関の威力といふものを、私も政治家は考へてやらなければならぬのです。はつきりいふものが、金を借りるときに、歩積み・両建てじゃないけれども、一億円借りて五千万円しか現金にならないという実態、これで一体日本の企業はやつていけるのか、それを考へなくちゃなりません。そのあと五〇％は何であるかといへば、大体二〇％は公金預金です。純粋の一般預金といふのは三〇％しかないのです。こういう銀行の実態といふものを、世帯は大きいけれども、いろいろなかくりがあるといふことを、私も考へておかねばならぬのです。私は四、五日前あるところに行きましたら、こういうことを聞きまして、一千万円借りたら八百五十万円預金させられましたといふのです。

そこでこの際、私が聞きたいのは、預金コストがどうなつておるか。都銀、市銀、地方銀行、数字だけあげてください。それからもう一つは外国との比較。

○澄田政府委員 預金コストを四十二年上期で申し上げます。都市銀行は六・五％、地方銀行は六・七七％といふことになつております。

米国の例はわかつておりますが、アメリカは、連邦準備制度に加盟してゐる銀行全体の数字でございまして、四・五三％、これは四十一年でございまして。

○井手委員 この点はこの次にお伺ひをいたしますが、従来大蔵省の指導も、また一般銀行のやり方も、この預金コストといふものを中心にして、預金のコストは、預金の利回りが大体四分一厘です。四分一厘に対して、それに人件費、物件費といふもの、それに税金が加つて、二分三厘九毛加つて、いまお話しのように都市銀行では六分五厘一毛、地方銀行では六分七厘七毛の預金コストになつております。この預金コストを中心にして、その上に利益を加えて金を貸す、これじゃ損目のない仕事ですね。商売ですね。このくらい楽な仕事はないですよ。それに二二％の利益を見込ませて経営させるのですからばかでもできる。この既製の、すでにでき上がった預金コストを中心金利をきめていくところに銀行経営の一番問題点があると私は思ふのです。いわゆる殿様商売です。

そこで、昨年の金融小委員会で、こういうことを長谷川第一銀行頭取が申されておりました。これは大蔵省よりも現場の責任者ですからよく御承知だと思ひますが、長谷川頭取のお話では、かつて昔は得意先を訪問する者の費用は六％から七％であつたのが、いまでは二五％から三〇％の人件費がかかつておるといふんです。よく聞いておつてください。得意先を回る、いわゆる預金競争に三〇％の人件費がかかつておる。同時に物件費も、自動車で走り回らるからガソリンが要る。同様に預金競争に三〇％かかつておるといふんです。

しかし、資金といふものもはもう一定のものがきまつておりますから、それは預金の奪ひ合いであり、A銀行から引き出してBの銀行に移す、横流しといふことが考えられるのです。そういう預金

競争といふものはこの際やめるべきじゃないか、これは私の提案です。昔は店頭で、店内でサービスをしておりました。私は、金を預けるときも金を引き出すときも、同じような笑顔で銀行員が接待をするならば、預金の量は減るはずはないと思ふのです。同じ一億円の金をみんな奪ひ合う。

私の知つたところでも、ある一億円の資金が流れてくると、それに動員される者は数百人にのぼると私は推測しておりました。同じ銀行員の中でも競争してその資金を奪ひ合う。私は、二五％ないし三〇％のこの預金競争の人件費、物件費といふもの、現実にはもっと多いかもしれません。期末を見てごらんないさい。月末の預金競争を見てごらんないさい。この預金競争をせぬでもサービスさえよければ、店内のサービスをすれば、同じ金額以上に預金が集まると私は思ふ。

私は、一気にこう申し上げてきたのですが、資金量の総額はきまつておるのですから、この預金競争をなくしたらどうでしょう。これは都市銀行と地方銀行、その他農協まで加えて、全部のあらゆる金融機関が預金競争をやめてはどうか。

いま一つは、これはことばが悪いかもしれませんが、あちらこちらの銀行を退職した人の話を私は四、五人から聞きまして、どうも銀行といふのは自分の行員も信用しないところですよといふ話です。見てごらんないさい。銀行員が机をずつと並べていて、同じ伝票を、何か間違ひはないだろうか、不正はないだろうかといつてずつと検査をしていく。支店に金を借りに行きますと、係がまず話をする、その次には課長、支店長代理、支店長、それを本店の審査部の係員、それから課長に部長に担当重役、常務会、副頭取、頭取も同じことをやる。それは銀行によつて支店長の権限のものもあるでしょう。それは銀行の監査といふので不正がないようにしなくてはならぬことは私も承知しております。しかし、今日まで新聞をにぎわせた銀行の不正といふようなものは、それは係員から出たものじゃない、支店長クラスから出ているんです。自分の行員すら信用しない。人を

見れば何とかと思ふことばがありますが、そういうことばを私は銀行の人からも聞いたことがあります。支店で、それほど現場で吟味したものであるならば、審査部の陣容というものはたして要るであろうかと私は考えております。審査部の膨大な組織というものはたして要るであろうか。支店において、それだけ現場をよく知り、企業の事情をよく知っておる支店の幹部が現地に行つて調査をしたならば、本店ではもう大体一つ二つの判で済ますような組織にしてはどうであらうか。

こう考えてまいりますと、預金競争を廃止し、もつと内部の機構というものを、行員を信頼しなればやっているとあるものじやありません。そういうふうにしたならば私は——銀行局長の預金コスト、これは少し問題があります。法人税の率まで加えられておる。これは問題があるけれども、私はそこまで数字の争ひはしません。法人税が入つておるわけですから。しかも臨時費の銀行の建物の償却金まで入つておる。そうでしょう。だから私はこういうことを総合して考えますならば、地方銀行が七分七厘で貸す、都市銀行は七分で貸すというものを、四分一厘の預金の利回りです。最近定期預金がふえてまいりましたが、当座預金をチャンポンしたとすると四分一厘の預金の利回りです。この預金の利回りに二分程度のいわゆる諸掛かり、人件費、物件費を加えたならば、私は六分六厘五分程度で貸せないとはいへないと思ふのです。これについて私は確たる答弁は求めませんが、大臣や舟山さん、真剣に検討してみられるお氣持がおありになるかどうか、その点をお伺いしておきます。

○澄田政府委員 ちよつとその前に私から一言。先ほど申し上げました預金コストの中には償却費は入っておりません。動産、不動産の償却費は入っております。あのほかに償却の費用があるわけでございます。それから預金競争の点でございますが、形式的な預金高による銀行の順位というようなものが非

常に預金競争を起していることは事実でございます。こういう点もございしますので、もつとほんとうの資金コストを下げるような競争をやらせるというふうなことで指導をいたしてまいっております。そうして期末のいわゆるウインドドレッシングというふうなことを減らすように、事実この点については、預金のうちで手形、小切手の部分が減つてまいっております。そういう指導はある程度効果を見せてきておるところでございますが、なお一そうその点は徹底してまいりたい、かように考えております。

それから、銀行の内部体制で相互チェックというふうなことは、金融機関の性格上ある程度やむを得ませんが、こういう点についても競争原理というふうなことでその効率化をはかる、そうして資金コストを下げるという点からむだな人員を廃するということとは必要なことである、そういうふうな見地で指導もいたしておるところでございます。

○舟山参考人 銀行の預金獲得競争が行き過ぎがあるというふうなことは、まあ世の中の定説であるようにあります。これは何とか改めさせたい。それに銀行内部の事務処理につきましては、機械化というふうなこともあわせて、できるだけコストを下げるようにいたしまして、ひいては貸し出し金利を少しでも下げるように持っていきたいというふうな気持ちは、金融制度調査会の各委員の持つておられるところだと思います。そんなような方針で調査もし、検討してまいりたいと思ひます。

○水田国務大臣 いままで銀行のランクづけがいわゆる預金高によつてきまつたということからの弊害は非常に多いと思ひましたので、いま銀行局長が言いましたように、今度からそういう預金高だけで銀行のランクづけをしない、そのランクに伴ういろいろな銀行行政上のメリットをなくするといふようなことにいたしましたので、この点はいまだいふ改善されておると私は思つております。

○井手委員 水田さん、せっかく金融改革をやろうとするなら、何としても金利を引き下げることに第一です。それには、むだな預金競争、預金獲得に死にもの狂ひになつておるそういう態勢、いわゆる預金競争をやめさせる。店頭でサービスをする、それで預金は減るはずはないのです。何かそのくらい思い切つた考えはできませんか。ただ事務的なお考えで、預金高でAクラス、Bクラスと、そういうような程度じやなしに、思い切つて、金利を下げるようとするならば預金競争をやめさせる。それで物件費なり人件費の三割は必ず減らせる。それに審査部、内部の機構を整理する。それで一分五厘ぐらゐ減る。いろいろしますと半分程度で済むのじやないか、そこが私は貸し付け金利を一分五厘は下げられるというふうな根拠にしているのです。一分五厘下げられるのか、もつと下げられるのか、そこまでいかなければ、具体的なことは私もわかりません。けれども、大蔵大臣になつて、そのくらいの勇氣を持つてほしいと私は思ふのです。せつかく大蔵大臣になつておられる、何か一つ、日本金融のために、日本経済のためにこれがいいと思ふなら、私は勇氣をふるつてやつてほしいのです。あなたの非常に大事な仕事だと私は思ふ。日本の将来において、昭和四十三年には水田大蔵大臣という人がおられた、こんなことをなさつたという歴史に残る仕事をやつてもらいたい。これは残りますよ。預金競争をやめさせてもらひなさい。

○水田国務大臣 もうその勇氣は十分持つておるつもりでございます。結局、競争原理を云々とやつておられますが、この預金競争などをやつて人件費のコストが上がつたりなんかしら結局銀行自身が競争に負けるという事態をつくつていけばいいのでございまして、預金競争じやなくて、むしろお客へのサービス競争をこれから銀行にさせるといふ方向へ銀行行政を持つていこうといふふうに私は考えております。

○井手委員 私は、少し最後のことは氣にかかるのですが、そう追い込むつもりはございません。

私は、自由競争といつても同じ資金量の奪ひ合いをしてはむだなことですから、それをやめさせてはどうですかと提案しておるわけですから、ひとつ十分御検討いただきたいと思つております。これ以上は申し上げません。きょうは私の考えも存分に申し上げ、あなたの方の意見も聞こうと思つて、普通の質問とは違ひ、日本の金融を今後どうするかの見解交換のつもりで申し上げております。

それで私は、あとは簡単なもの、三触れておきたいと思ひますが、一つは長期資金、設備資金の問題。従来銀行が金融債などの証券を買い入れる場合には、いまでも申し上げたように、預金コストに利益を加えたもので引き合ふものをかうの場です。そうすると、どうしても長期資金というものが高くならざるを得ないです。いま申し上げたように、七分以上で買えば引き合ふ。預金コストに利益を加えたもので引き合ふものしか買わない。そうならば、その金融債というものは、長期資金というものが高くなることは必然であります。当然であります。そういう長期資金の調達方法というものをこの際考え直さねばならぬのではないだろうか。いわゆる都市銀行にそういう金融債を売るといふこと、そういうやり方じやなくて、長期資金は——いまの日本の証券市場というものは上げたり下げたり、何か政治問題があると下がる、また上がる。上げ下げでもうけるような投機的な証券市場じやなくて、もつと健全な証券市場というものをつくり、そしてその証券会社が個人に買わせるというところ、個人が買う。預金よりも有利であれば、長期債、金融債というものは個人で消化できるはずなんです。そうすれば、長期資金の金利はうんと下がってくるはずなんです。そこにほんとうの競争が出てくるはずなんです。社債、金融債を直接個人が買えるような組織にする。そういう長期資金というものを考えるはどうであらうか。これが長期資金に対する一つの考え。

いま一つは、いま長期資金は五年か七年になつております。一体工場を建てる場合に、固定資産をつくる場合に、わずか五年か七年の借入れ期

限ではたしていいであらうか。五年か七年の間に償却できるようなことが大体できるであらうか。だが常軌的に考えてもできるはずはございません。金を借りて工場を建てる、つくった品物をうんと引き上げる。幾ら引き上げても、税金を払い、その上で償却をして、一体七年で償却が普通できるのですか。

時間の制約もございいますから、この問題はどの程度にとどめておきますが、私は、ほんとうの長期資金というものは、銀行が買うというんじやなくて、個人が買えるような仕組みに持っていく。長期資金は十年以上長期に、また十数年にならなくてはほんとうの長期資金とは言えないです。そんなに短い期間ではたいへん無理がいく。無理のいったところに物価値上げの原因があるじやございませんか。そうすれば国債の問題も解決していく。そういう長期資金に対して舟山さんどういふふうにお考えでしょうか、あなたのほうの金融調査会。

○舟山参考人 産業設備に対する長期資金の問題につきましましては、実は調査会でこれから各方面の意見も聞き、研究してまいるのでございいますので、私がいまここで予断を与えるような意見を申し上げかねることを御了承願っておきたいと思ひますが、私個人の考えといたしましては、やはりそれは産業側にとっては、設備資金のためには長期借り入れが望ましいのであります。しかし、これまでのところは、経済界の変転も激しいので、金を貸す立場としましては、その企業の先行きについて十分な確信の持てないというような場合には、勢い比較的短い期間の資金を貸す、しかもそれをころがしていくというようなことによつて需要に依っていくというようなことのやむを得なかつたことも多いと思ひます。経済が安定してまいりますと、だんだん長期の資金も貸せるようになっていくかと思ひます。そういう点につきましては、今後の金融制度の研究において、いかにしたらばできるだけ長期の安定資金を産業に供給できるか、これが重大な研究問題の一つであるかと考

えております。

○井手委員 舟山さん、いま少し気概のあるところを話してもらわぬとぐあいが悪いですな。しかしお互い、性格もありますし、やむを得ないこともありましよう。

そこで、次に土地金融について伺ひたいと思います。この間、同僚の只松委員から、銀行が土地投機、土地売買にばく大な資金を貸し付けておる、あるいは子会社をつくつておるお話がございしました。また、そのときに日銀の佐々木副総裁は、昨年一か年間に土地に対して一千八百十億円の貸し付けをいたしました、これが実績です、一昨年の一千四百億円よりも減りましたけれどもばく大なものです、こういう御答弁があつております。私は、率直に申しまして、都市銀行の一番悪い点は土地投機に金を貸すということである、土地売買に金を貸すことが一番悪い点だと思つております。そういうところにばく大な金を貸すから地価をあげていく、それがまた投機をあげていく。これは宮澤さんのほうにも関係があると思ひます。土地の売買、投機に金を貸すということ、私はこれは邪道だと思ひます。預金者の零細な金を集めた銀行が、日本経済のために、産業のために金を調達し、お仲立ちをしようという銀行にとつて、土地売買、土地の投機に金を貸す。しかも自分じややれないから自分の子会社をつくる、子会社が三百億円、二百億円、百億円という金を貸しておる。それだけの金額が大事な日本経済に寄与していない。むしろ物価上昇の原因をつくつておる。私は、多くは申し上げませんが、こういう土地投機に対して銀行が金を貸すべきじゃない、禁止すべきだと思つております。これに対して、今度は宮澤経済企画庁長官の英知を伺つておきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 それは土地が値上がりをするということがほとんど確実でありますから、金が貸しやすいくということにもなつて、両方は循環しておると思ひます。むしろ土地を担保にとるといふことはもうしばしばあることであらう

と思ひますが、全くのスペキュレーションのためにとつてのことであれば、これはやはりおのずから自滅をしてもいいまいかと、土地の価格の騰貴といふことを助けるだけのことになつてしまふのではないかと思ひます。

○井手委員 企画庁長官としては、よくわかるけれども確たる返事はしにくいことだらうと思ひます。どうですか、水田さん、この土地に対する投機に金を貸すことですね。むしろ銀行自身が自分の子会社をつくつて投機をやつてゐるのですよ。統計によりますと、主要十一銀行で三十の不動態産会社をつくつておるのです。こういうことは改め、やめさせるわけにはいきまうまいか。この土地造成であるとか何とかというものは別の機関がやるのです。銀行がやらなくても、ブローカーがやらなくても、ローカーがやるから妙な住宅ができるのです、土地ができるのです。それは総合対策にはなりませんけれども、その中心であるあなた、水田さん、この投機性のある土地売買に対して銀行が金を貸すということをやめさせて、その分だけ、有効な必要な方面に金を貸し出すという指導はできないのか。それが私は大きな土地政策であると考えますが、どうでございいますか。

○水田国務大臣 この銀行の關係不動産会社の業務の範囲は銀行の業務と直接關係する範囲に限るべきであるという考えから、いまおっしゃられる問題は、もうすでに一昨年の十月に行政通達を出しまして、大蔵省としては指導に乗り出しております。そして銀行の業務と直接關係する部門に限定しまして、それ以外の土地に対する売買投資というふうなことは、一般不動産会社と同じように銀行の子会社から切り離してやらう、そして資金もコマースベースでまかなうというようにして、銀行から特別に、子会社なるがゆゑの融資をするというふうな方向はいけないという指導をすでに始めておりますので、今後もしやういふ方向でさらに指導を強化していきたいと考えております。

○井手委員 一昨年から指導を始めたというお話でございしますが、日本銀行の統計によると、若干減つてはおるけれども、一千億円をこえてゐるのです。全部が悪いとばかりは申し上げませんが、おそらく九割近くは悪いでしょう。それほど目に余る、物価問題にも住宅問題にも支障のあるこの投機性の強い土地売買に、これをやめさせるといふことが言えないのですか。「民、信なくんば立たず」といふことばもあります。政治の大蔵大臣という大事な立場におられる人が、いま当面の大事な土地問題について、銀行のこの邪道ともいふべき貸し方に対して指導の実効があまり行き渡つていない、ほとんど無視されておる事態に対してそのくらの答弁では、私は不信を買うてはなからうか、失望を買うてはなからうかといふことを非常に心配をいたしております。私は、最初に申し上げたように、問い詰めようとは思ひません。やつぱり勇断をふるうべきです。まだ審議期間は何日もございいますから、同僚委員からも御意見があるでしょう。政府内部でも十分検討してほしいと思ひます。それくらいやれないならば、日本の金融行政というものを私は疑いたくなる。

最後に、開発銀行の問題ですが、最近、開発銀行の金融が乱れかかつておるといふことが各方面から指摘されております。私は、危険度の高い国策の事業、斜陽産業であるとか技術開発の事業であるとか、国策に乗るような会社に安長期のものを供給しようというのが開発銀行の使命であると思つております。ところが、最近はそのやうではありません。既得権といふものがいつまでも押し通つておる。たとえば造船に対して四分の安い金利で四千億円も貸しておる。これはあなたのほうの資料でわかつております。世界一といわれる日本の造船に、何でもいつまでも四分の金利を出さねばならぬのか、安いものを貸さねばならぬのか。この開発銀行の――輸出入銀行のこともございいますが、この貸し方の乱雑と申しますか、銀行内部では嚴重にやつておるつもりであらうけれども、世間はそうは見えていないのです。こういう安

く貸す場合には、私は銀行にまかせるのじゃなくて、安くする場合は利子補給ということ、やはり政治の舞台に乗せることが一つの歯どめになるのではなからうか。安く貸すことはけっこう。貸す場合には、銀行の考え方で任意にやるんじやなくて、もちろん政府との打ち合わせの上ではあるけれども、やはり政治の舞台に乗せて、利子補給などという一つの歯どめをすることが私は大事ではなからうか。外国の金利とのかね合いもあります。そういうことと関連して、この開発銀行や輸出入銀行の収支バランス、金利について、お考えがあるならばこの機会に承っておきたいと思ひます。

○水田国務大臣 すでに開銀は、あなたのおつしやられる利子補給をやっておりますし、そうでなければ、あるいは産投会計からの出資とか、一般会計からの繰り入れとかいうようなことによつて、いわゆる歯どめになる処置というものはとれますので、これは従来からも考えておりました。が、今後いろいろな問題と関連がございますので、十分検討していきたいと思つております。

○井手委員 まだ申し上げたいことがたくさんございまして、夕方でございますし、お互いに気がせいとおりますので、私の質問はこの程度で終わりたいと思つておりますが、一応問題点は提起いたしました。お互いに知つておつてなかなかやれない問題だと思つておつて、けれども、やらなくてはならぬ事態になつておつてを私は大蔵大臣に特に要請をいたしたいのです。

最初に、私は、經常収支率を申し上げました。預金競争の禁止を申し上げました。その他いろいろな提案、提議をいたしました。やろうと思へばできないはずはないのです。やらなくては金融改革はできません。私は、きょうはイデオロギーをこえて申し上げました。なかなかたいへんな仕事であるうとは思ひますが、宮澤さんひとつ政府部内で大いに促進をしていただきたいと思ひます。土地金融の問題、これなど特に私は打ち合わせをして、少なくともきょう申し上げた分の全部とは言

いませんが、多くの部分は、ひとつ遠くない機会に実行ができるように格段の努力と決意を要望いたします。私の質問を終わります。

○田村委員長 村山喜一郎。
○村山(喜)委員 舟山参考人に私お尋ねしたい点がございます。

それは、いまあなたは日本貿易信用株式会社の常務をやつておられると思ひますが、いかがでございますか。

○舟山参考人 私は常務はやつておりません。平取締役でございます。

○村山(喜)委員 前に、四十二年の一月に顧問をおやりになつて、そうして四十二年の五月の三十日の定時株主総会で取締役に選任をされた。

そこでお尋ねをいたします。この会社は、設立当初の趣意書を私拝見いたしておるのですが、なお四十二年三月三十一日の損益計算書、貸借対照表を拝見いたしておりますが、四十一年の十月一日から四十二年三月三十一日の半期間の間に、当期利益で八千三百六十六万六千余りの利益をあげておりますね。御存じだろと思ひますが、いかがですか。

○舟山参考人 平取締役として、決算の話も聞いて十分承知しております。

○村山(喜)委員 時間を詰める意味で申し上げますが、これは最大の株主は協和商工信用株式会社、第二番目が大蔵省が所管をいたします国有財産である政府手持ち。そこで、政府手持ちのこの株は四万二千八百三十株ある。これを逐次売却するということ、今日まで進んでおられるのですが、なかなか一ぺんにまとまって売れないというかつこうで、ぼつりぼつり処分をされている状態でございます。そこで、この営業内容をいろいろ調べてまいりますと、保証料なりあるいは利息割引料というもので収支をとっているわけですが、これは民間の金利の水準と市中銀行ないし地方銀行の金利の中間的な水準で、いま割引料なりあるいは利息を取つておられることは間違いございません。

○舟山参考人 たいまお尋ねの点につきましていろいろ耳にしたことはございますけれども、実は私は平取締役でありまして、会社の最終責任者ではございません。きょうもまた金融制度調査会長として呼び出されたのでありますので、こちらのほうについて用意もなし、また、私からそういうことをお答えするのはいかがかと考えます。

○村山(喜)委員 私が申し上げますのは、あなたが関係をしておいでになる日本貿易信用株式会社、しかもそれは政府出資が第二位という大株主であるという事実、しかもそれが町の金融機関と市中銀行なりあるいは地方銀行の中間のところ、高利貸的な運営をわらわいにやつておられるというところ、一割三分五厘という高い金利で金を貸し付けてやつておられるという事実、これはあなたは御存じだろと思ひます。取締役にですから、だから、私があなたに聞きたいのは、金融機関の問題は制度調査会としてご出出した、だが町にはそういうような町の金融がある。高利貸の存在がある。信用組合がきたらそういう高利貸しが追放されていくという状態がある。

「委員長退席、渡辺(美)委員長代理着席」

そういうような問題について、存在価値があるからこそ、こういうような日賃信のようなものもあるのではありません。高利のやつも、そういうような意味においては存在をする理由があるわけですから。しかし一方、こういうふうにして金融機関を整備しながら、その内容を充実するということが法律案を出したくなる、一面においてはそういうような高利貸的な存在として今日あるものを、一体どういふような方向であなたの方としては考えるべきかという議論は、これはなさいますませんでしたか。どうかお尋ねしたいわけですが。

○舟山参考人 一がいが高利貸的な仕事をしておるとおっしゃるのは、私は承服できません。これは貸金業に関する法律の適用を受けた貸し金業者であります。前回は御承知のとおり台湾銀行であります。これが日本貿易信用株式会社という

会社になつておりますが、私はそれをどう持つていくかということについて、いろいろ相談にも応じておるわけでございます。高利貸的なことをやつておられることは、少ししいるものではないかと思ひます。

○村山(喜)委員 一割三分五厘というのは、これは高いですよ。あなたが関係していらつしやる会社はそういうような状態なんです。それで株主に對しては、一割三分も株の配当を配付しておられるのです。そういうような状態で運営をされておられるのです。そこで、これは台湾銀行の後裔なんです。日本貿易信用株式会社というものは、やがてそういうような金融機関にするのだという運営のもとにつくられておられるのでしょうか。だから、そういうような町の金融機関のような状態になつていくものについては、あなたの方としてはどういふような方向でやるべきだと思ひます。

○舟山参考人 たいまは、貿易信用会社をどう持つていくかというふうなことは考へておりません。その業務を貸金業に関する法律の範囲内で、適正な健全なものでやつていくことにしたいと思つております。

○村山(喜)委員 日賃信の問題だけを私は言うておるのじゃありません。幸いにして不幸にして知りませんが、あなたがその取締役にあられたことは間違いな事実です。だからそういうようなものに関係をしながら、わりあいに高い、町の金融機関との中間くらいのところの金利で貸しているわけですが、お金を貸して、それによつて回転をしながら営業をやつておられることは事実なんです。から、そういうようなものをどういふふうな方向で金融再編成の問題と結びつけて考へていくべきであるかというところをお尋ねしているわけですが。

○舟山参考人 金融制度調査会で問題がそこまできますれば、またそれは研究いたしましう。しかし、現在のところどういふことは考へておりません。

○村山(喜)委員 しかもあなたの方の子会社、第二

会社といいますが、最大の株主であるところの協和商工信用KK、これは八万株も持っている。この場合には、あの台湾協会に金を貸した場合には、あなた方、原資を日貨信のほうから協和商工信用のほうに四銭で貸している。その原資を、今度は協和信用が台湾協会に対して六銭五厘で貸しているのです。まさに高利貸しの限度一ぱいでお金を貸しているじゃありませんか。そういうような状態が、現にあなたが関係していらつしやるところに発生しているのです。そういうような問題を考えない限り、この金融機関再編成の問題は私は完全なものにならないと思うのだけれども、そういうようなものは論議すべきでないというのがたてまえでございませう。

○舟山参考人 金融問題にもいろいろございまして、そういうようなコールド市場の改善とか、あるいはそれをめぐる証券市場の問題とか、こういうことになりましたら、この問題はまた登場するかもしれない。現在は貸金業取り締まり法の範囲内で健全な営業を営めるようにつとめたいと思っております。

○村山(喜)委員 あなた方がそういうような感覚でいらつしやるから問題が多いのですよ。もうまさに零細な企業は、こういうようなふうにして、合理化された、近代化されたものから見放されていく。そうなつてくると、金融機関から見放されたら、そういう町のいわゆる高利貸しにたよっていき、その中で倒産をしていくわけです。そういうような状態を、あなた方が金融サイドの面から考えていくのが、金融制度調査会としての任務の一つではなからうかと私は思うのですが、そういうようなものは無視していいのですか。

○舟山参考人 そういう問題が全然問題にならぬということではございません。将来、あるいは問題として取り上げるかもしれません。しかし現在のところは、この会社の運営については別に問題はないと思っております。

○村山(喜)委員 大蔵大臣、将来問題になるかもしれない。しかし、私は問題を同時に考えるべき

だと思ふのです。というのは、中小企業の上位のランクにある人たちはわりあい低利の資金を手に入れることができません。しかし、下位にあるところの生業的なそういうような企業をやつておる人たちは、信用金庫からあるいは信用組合からも見放される可能性もある。そういう人たちに對しては、もう貸金業法の取り締まり規則の中で穩当にやつておるからということで、それで私は政治家としては済まないと思ふのです。そういうような問題を含めて、金融再編成の問題はいろいろ論議すべきだと私は思うのですが、大蔵大臣として将来そういうような問題についてお考えの上で処置をしていただくことにならないかどうか、お答えいただきたい。

○水田国務大臣 いま舟山さんのおっしゃられることは私にわかります。と申しますのは、きょうは金融制度調査会長としてここに來られたものでございまして、調査会において起こつたことについては、責任を持つてお答えするでしようが、まだこの問題は、将来、おっしゃられるようにこれを調査会にかけて研究を願うという必要があつたときには、またあらためて調査会に私のほうから諮問いたしますが、いまのところは金融制度一般に関する諮問についてこの問題が入つておりませんので、したがって金融制度調査会では、いまのところこれを問題にしていないということをお答えしておるのでございます。今後必要に応じて、またこの調査会に諮問を私のほうからお願ひするということがあると思ひますが、きょうはそういう意味で舟山会長にここでその問題をお聞きすることは、少し適當でないと思ひますので、場所を改めたほうがよろしいと思ひます。

〔発言する者あり〕
○渡辺(美)委員長代理 御静肅に願ひます。
佐藤(觀)委員長代理

○佐藤(觀)委員 大蔵大臣に少しお伺ひしますがお急ぎのようですからわずかの時間、大臣に對する質問だけいたします。

実は、数年前に日本銀行で百万円の札がなくなりました。また、その他の都市銀行で相当いろいろの不始末なことがたくさんありました。これはあなたの大蔵大臣のときじゃない、福田さんのときだと思ふのです。また、この間上野の大銀行の支店の中で一千万円というばく大な金が取られた。一千万円ということは国会議員が二年つとめなければ取れぬ金ですが、それがおもちゃのピストルとおもちゃのダイナマイトでおどかされて、金がなくなつたことは御承知だと思ふのです。こういう問題は社会通念上非常に問題があることなんです。これは大蔵省直接関係はありませぬけれども、こういうような銀行に対する不信というものについて、大臣はどのようにお考えになつていらつしやるか、まず最初にお答え願ひたい。

○渡辺(美)委員長代理 ちよつと待つてくだされう。

これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。舟山参考人には、御多用のところ長時間にわたり御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。委員を代表して厚く御礼を申し上げます。御退席をいただいてけっこうでございます。

政府に對する質疑を続行いたします。

○水田国務大臣 この問題、私はまだ詳しく報告を受けておりませぬので、銀行局長から……

○澄田政府委員 私も銀行からは話を聞きました。すでに新聞で報道されておるとおりのことでございます。富士銀行の上野支店で起こつたことでございますが、そしてその後警察の調査は、今日のところまでまだ犯人の手がかりというところまで至つていないように聞いております。

○佐藤(觀)委員 いや、私はそういう通り一べんの答弁を求めておるのじゃない。こういう社会問題が起きたということについて、どういふように考へておられるかという大臣の率直な意見をひとつ伺ひたいということだけで、こんな大きな問題をただ通り一べんで澄田さんからお聞きしようとは思つておりませぬ。大臣はどのようなお考

えを持つておられるかということ、監督をしておられる大蔵大臣ですから、そういう点でお伺ひをしたい。

○水田国務大臣 めつたに起こり得る事件でございませぬので、これが起こつたからといって、今度のようなことが起こらぬように内部の警戒体制をとれということも、これはたいへんでございまして、すでにふだんから金融機関がこういう事件を起こさないように、行内における監視、警戒の体制というものは現にとつておると思ひますが、やはりもう少しこれを強化して、こういうことをなくするようにしようと思ひますが、しかし、なかなかめつたにないことのために特別な警備をする、それによる大きい負担をかけるというふうなことも問題でございまして、これは関係者間で十分今後の問題についてとり得る可能性について協議したい、研究したいと思つております。

○佐藤(觀)委員 その問題について澄田さん、富士銀行からどういふ報告がありましたか。あなたのほうへ何か報告があるのでしょうか、こんな大きな問題ですから。一千万円の金が簡単におどかされて取られたんではしうけれども、これは銀行の信用に對して相当大きな問題だと思ふのです。そういう点で、だからあなた方、こういうふうなやつたという立場なり状況なりをここでひとつ聞かしてもらいたいと思ひます。

○澄田政府委員 事実そのものは新聞で報ぜられたとおりでございますので、ここで申し上げるまでもございませぬが、あの場合に直接に当たりました次長が、支店長に会わせるといふような話をすぐ信用して応接間に通した。そのために起こつたことで、それからあと店外に連れ出されるまでの間に、次長としては行員に気がつくやうにいろいろできる限りのことはしたと申しておるわけでございますが、事情を知つた者の犯行と思ひますが、ちよつと午後一時過ぎの、午後のお客が最も殺到した時期でございまして、店内は非常に忙しくて、ついにだれも気がつかない。次長がその犯

人を送り出しているものとばかり思つて、そして外へ出てしまつた。こういうことでありまして、その辺のことが予想外のことであつたために、あとから考へてみると、どうしてこういうことになつたのだという点もあるわけでございますが、あのときとしてはどうにもだれも気がつかなかつた、こういうことなのでしょう。

なお、警察の調査によつて手落ち等のことはつきりすれば、それに基づいて処置もするということであらうかと思ひますが、現在の状態においてはそこまでまだ至つておらないわけでございます。

○佐藤(観)委員 その問題は事務当局でひとつ善処していただきたいと思ひますが、大臣に、今度の銀行法の改正法が出ることに、いろいろ問題があると思ひます。

この間イギリスで二大銀行、世界で一番大きな銀行が合併になりまして、世界的に大きなセンセーションを起したのですが、将来日本の銀行といふものは現状のままでいいと思つておられるのかどうか、あるいは世界の風潮として銀行の大同盟といふのが、イギリスには起つたのですが、こういう点についてどういふ認識を持っておられますか、伺いたいと思ひます。

○水田(國務)大臣 一般の銀行につきましては、銀行の再編成といふような問題につきましては、ただいま調査会に検討願つておる問題でございますので、先づして申し上げるのはどうかと存じますが、そういう合併なんといふものは、将来あり得てもいいといふような考えを私は持つています。

○佐藤(観)委員 それから、これに関連して、この法案が通過すれば、いまの市中銀行の銀行法といふものは昭和二年ごろだと思ひますが、その法律と、それからもう一つ日銀法という法律がからまつてくると思ひますが、そういうものについて、これが成立すれば改正をする御意思があるかどうか、そういう心持をどのようになつておられますか。これは関連があります。都

市銀行の問題、日銀法の問題というのは前から問題になつてゐるのですが、それはどのように大臣はお考へになつておられますか、伺いたいと思ひます。——大臣に聞いてゐるんだ。君はあとでやるから待つてくれ。

○澄田(政府)委員 先に一言だけ申し上げます。

銀行法の問題でございますが、これは現在、金融制度調査会に今御審議を願つております法案に引き続きましての諮問事項といたしまして、一般民間金融機関のあり方、これは普通銀行のあり方といふことになるわけでございますが、それを検討いたしております。その答申が出ますれば、当然に銀行法の改正といふ問題はそこへ出てまいるわけでございます。

○佐藤(観)委員 大臣どうですか、その点の大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

○水田(國務)大臣 これは、やはり法律の改正といふようなものは必要になつてくるといふふうに考へてゐます。日銀法の問題は、御承知のような経過でいまそのまゝになつておりますが、いま金融制度調査会で、一般銀行の問題にまで検討が入つておるときでございますので、こういう金融機関全般の検討を終えてから、日銀法の問題に取りかかつてもいいんじゃないか、私はそこで急ぐ必要はないんじゃないかといふふうに考へております。

○佐藤(観)委員 まあ、急ぐ急がぬは問題にしませんけれども、当然この法律ができれば相当いろいろの銀行に變動が出てくると思ひます。まあそのことは他日にいたしまして、大臣急いでおられますから、もう二点だけ伺いたいと思ひます。

私たちはかねて日本の金準備は少ない、この間経済同友会の木川田さんも、外貨準備は三十億ドルぐらゐなければいけないといふことを言つておられました。柏木さんおられますけれども、私たちが前から日本の金準備といふのは三億三千万ドルではあまり少な過ぎるというところについて言つてお

りますが、なぜ政府はそういう点についてでもつと関心を持つてこの問題を処理していかれないのか、大臣はそういうことについてどういふ方針を持つておられるか、これも伺いたいと思ひます。

○水田(國務)大臣 それは、外貨保有の水準備が高ければ高いほど経済政策はやりやすいといふことで、好ましいことであるので、できるだけ保有外貨が多くあることを私も希望しております。しかし、御承知のように、三十年代の成長期におきましては、やはり日本経済の生産力を増大する、そして経済の規模を大きくするといふ必要に迫られて、成長政策を私どもはとつてきました。もしあつた成長政策をとらないとすれば、これは外貨保有を徐々にふやしていくことができたと思ひますが、三十五、六年から四十一年ぐらゐまでの間にすでに三十兆の設備投資をやりました。この中に入つてゐる外貨は大体八十億ドルといわれておりますが、日本は外貨を多く持つことをかなり犠牲にして八十億ドルの設備投資を行つた、こういうような事情で、日本の外貨を蓄積していく余裕がなかつた。結局外貨保有を犠牲にして経済成長を先にしたといふことから起つてゐることでございます。しかし、それはいいことかと申しますと、この生産力を確保したことは大きいプラスでございます。保有外貨の少ないために経済政策に常に波を打たせた、この犠牲が大きいのでございますから、今後この高度の成長政策といふものは望めない。安定成長といふことがこれからの私どもの方針であるとしますれば、今度は、経済成長もほどほどにいくといふこの過程において、ようやく徐々に外貨保有をふやしていくことができるだろう、これは可能であると思ひますので、私もそれはそういう考へから、今後はできた三十億ドル前後までの外貨を持ちたい、こういう方針で今後の経済運営をしていきたいといふふうに考へておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 大臣に最後に一点だけ伺ひますが、これは見通しの問題でありますけれども、実はベトナム戦争もジョンソンの提案で幾ぶんか和平のほうへ移行しました。しかし、このドル不安といふのはそれは簡単にこれが安定するとは思えないような節があるわけですから、あとはまたあなたいなくなつたら柏木さんに聞きますが、大臣はこのドルの不安について、ドルの平価切り下げとまではいかなくても、ドル不安について将来どのような見通しを持つておられるのか。あるいはドルの平価切り下げといふ問題が起きはしないかといふような危惧もあるわけですが、いまのところはちよつと、これは七銀行総裁会議でまづつて、一応金の問題も落ちついたようではありますけれども、必ずしもこれはそう簡単には落ちつかないと思ひますが、そういう点について大臣はどのように考へておられますか、お伺ひしたい。

○水田(國務)大臣 ドル不安を解消するためには、まず、アメリカが自国の国際収支の均衡をはかるといふことが一番必要だといふことがいわれておつたことは御承知のとおりでございます。この均衡が得られるならば、ドル不安といふものはこれは確かに鎮静すると思ひます。しかしアメリカが、はたしていまのままで国際収支の赤字を解消することができるといふことは、ベトナム戦争にかかつておる問題でございます。ここに一般の不安がありまして、これがドル不安の原因になつておることは、これもまた事実だと思ひます。ところが、今回ベトナム和平提案といふものがアメリカからなされたといふことが一つ。それから、和平提案を出しておきながら、さらに米英とも国際収支改善のためにきびしいいゝろんな国内政策をとるといふことをはっきりさせたことが二つ。さらに今度は、欧州をはじめとして黒字国以下、世界の主要国はこのドル防衛に協力するといふ国際協力の線を、すでに金ブール加入国の会議においても示かりです。この三月末に開かれた十カ国蔵相会議においてもこれを確認するといふふうに、国際協力の形がはつきりと強化されてきたといふこと。もう一つはやはり五年間の懸案であつたSDRといふものの合意を主要国の間で見

て、これが今週中にも成案を得るところへ至つておる。このことによつて、私は、ドル不安というものは一応これで鎮静するのではないかと、いふふうに考へております。

○佐藤(観)委員 柏木金融局長に伺いたいと思ひます。

いまは、ドル不安の問題は大臣が答弁されましたが、御承知のようにポンド不安というのがある。また問題になつてきたと思ふのです。そこで、柏木さんは非常に詳しいのですが、一体ポンドというものはどのような形になつて今後いくのか。これは日本との貿易の關係もありまゝ、私は柏木さんがどのように考へておられるのか、その点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○柏木(雄)政府委員 ポンド不安の問題はもう長年の懸案でございまして、昨年の十一月十八日です。切り下げといふところまでいったわけでありまゝ、これは長年にわたる国際収支の赤字の累積からくる問題で、かつまたポンドの、いわゆる英国経済の国際競争力が非常に低下したということからきてゐる問題であると思ひます。

そこで、ポンドの将来の問題と申しますのは、結局、イギリスがどの程度まで国際収支の均衡を回復できるか、どの程度まで国際競争力をつけ得るかといふ点にかかつておるかと存じます。国際収支の均衡回復といふ問題につきましては、これはもうその名案があるわけではございせん、結局、健全なる財政金融政策を遂行する以外にない。金融政策につきましては御案内のように昨年の十一月以来非常に高い金利政策を執行し、国内の金融を締めつけておるわけでございます。そこで財政政策の面が昨年来いろいろいわれておりますが、ようやく三月の十九日ですか、発表されました新年度予算におきましては、大幅増税を含む超均衡、非常に均衡を早くもたすような財政政策が執行された。この面で国際収支は年五億ポンドの黒字を出すように持つていくのだといふふうにいわれております。

うのは、その政策が漸次浸透してまいりますれば実行せられるかと存じますけれども、ここにもう一つ問題がございまして、何と申しましてポンドに對するそういうふうな施策がうまくいくかどうかといふ点。特にもう一つは、国際競争力がほんとうに回復できるかどうかといふ点。この点につきましては、イギリスにおける賃金、物価といふものの抑制といふか、今後の国内均衡がはたしてうまく維持できるかどうかといふ点にかかつてくるかと存じます。この点につきましては、物価を抑え、賃金につきましては、御案内のようないくつかの政策を打ち出してございまして、これがうまくいくかどうかといふことになりまゝ、これはイギリス国内における今後の経済政策が十分に国民の支持を得て、国会における支持を得て実行されるかどうかといふ点にかかつておりますので、これは今後の問題でありますけれども、ただいまのイギリス政策の決意等から見れば、ポンドは漸次そういうふうな安定の方向に向かつていくものと存じます。

○佐藤(観)委員 柏木さんにお伺ひするのですが、この前もあなたに質問したのですが、今度のイギリスの予算の中で相当な削減措置といふものは大体あなたが予想されてゐる線までやつておるのか。あるいはまだこれじやもの足りない、これではポンドの回復はむづかしいといふところまできてゐるのかどうか。あなたが考へられた判断をここで伺ひたいと思ふのです。

○柏木(雄)政府委員 イギリスの予算の編成につきましては、これはIMFの事務当局あるいはOECDにおきましていろいろ論議があつたようでございます。要するに、イギリスの経済成長を年率実質三%までに押える。そのためには相当程度国内需要を押えるといふことであります。その需要をできるだけ財政措置で押えるといふことであるが、今回発表されたイギリスの予算といふものは、そのためには十分の措置であると思ひます。

○佐藤(観)委員 それならば、先ほど水田大蔵大臣から言われましたが、ドルの不安とポンドの不安といふことは私は簡単に解消しそふものと思ふのですが、それに関連して円といふものは不安がないのでしょうか。これはいろいろ条件が要るのですけれども、現在の事情で手放しで樂觀をすることはできないように私は思ふのですが、その点はどのように考へておられますか。

○柏木(雄)政府委員 円につきまして、要するに円の信用は何で裏づけされておるかといふ点と、やはり国際収支を維持しこれを均衡させていくことの力と、もう一つは対外競争力と存じます。国際収支を調整する力と申しますのは、要するに、国際収支が悪くなつた場合に、必要な施策をとり得るかどうかが、これは、先ほどのイギリスで申し上げましたように、長年にわたる国際収支の赤字を放置するならば、それには問題がある。日本の場合には、戦後幾たびか国際収支の危機がありまして、そのつど必要な施策をとつてきたといふ意味におきまして、その能力がおりますし、今回も政府といたしまして、できるだけだけの措置をとつて、国際収支の一その均衡回復をはかつてまいります。その意味におきまして、円の不安はないと思ひます。

もう一つの点は、国際競争力の点でございまして、これは先ほど大臣から御説明ありましたように、過去数年間に非常に多額の設備投資をいたしました。その結果、今日の日本の産業は非常に高度化し、合理化されております。国際競争力の点におきましては非常に、その点も不安がないと存じます。

○佐藤(観)委員 この三月に国際収支が黒字になつてあらわれたのですけれども、大体ずっと前から日本の貿易の収支は黒字になつておりますが、そのほかの關係で赤字が出てゐると思ふのです。そこで、いまの状態であれば、まあどうにかやつていけるというように政府は思つておられるかもしれませんが、実は、いままでユーロダラーなどでもごまかしてゐる点があるんじゃないか――ごまかしてゐるというといふ方が悪いかもしれませぬけれども、何かそこにいふ手段を講じてどうにかやつてきてゐるという、そういう不安があるのですが、そういうことはありませんか。

○柏木(雄)政府委員 貿易収支につきましては、いま御指摘のように、一―三月非常に好転してまいりました。私も、この一―三月の貿易収支が好転してきたことだけをもつて決して樂觀してはいけません。それは、やはり何といつても、一―三月が好転してゐるのは、一つは、対米輸出が非常に伸びてゐる。これは一つは、アメリカにおけるストック見越しの見越し輸出というふうなものもありまゝ、それから、アメリカ自体がこの一―三月、輸入が非常にふえて国際収支が赤字になつてゐる、その反面がこちらにきてゐるという面がありますので、そういう意味で、一―三月の貿易収支だけをもつて判断をするのは間違つておると思ひますが、昨年の初めから各四半期の趨勢を見ましても、やはり昨年の第四・四半期が国際収支が一番悪い状況でありました。一―三月から好転のきざしが見えてきたことは事実かと思ひます。

それで、もう一つは、ユーロダラー資金でごまかしてゐるのじやないかといふお話でございますが、そういうことはございせん。私も、ユーロダラーの点につきましては、野方図にならないように十分監視しながらいろいろやつております。日本の国際収支の赤字をどういふふうにかつていふ点につきましては、一部は為替銀行の金融勘定を通じてやります。一部は外貨準備が減つたことがファイナンスしたわけでございますが、それが乱に流れないように十分注意をいたしてあります。

○佐藤(観)委員 アメリカではドルの海外放出を非常に心配して、旅行の制限などをしておるようですが、日本はまだそういうことをやつておりませんが、それで安心をして、日本の円の不安といふものはだいじやうぶですか。その点、いま国民が一般にはそういう考へを持つていないのですけ

れども、アメリカですらもうこういうことをやっておるのに、日本は制限をしないでもどうかにかうにかやうにける段階であるかどうか、伺いたいと思います。

○**柏木雄雄** 政府委員 国際収支の悪いときに為替管理を強化して国際収支をよくしようというのは、私は、それも必要な場合があるかと思いますが、やはりその前に、基本的なやるべきことは、財政金融政策の健全化だと思います。それを通じて国際収支の均衡を回復していく。今度の国際収支の危機もそういう施策の実施によって十分均衡回復ができると思います。もちろん観光旅行につきまして現在一回五百ドルの持ち出し制限がございまして、それをゆるめるといふ考えはございませうけれども、いまここでそれを規制を強化するといふ考えは全然持つてございませう。そういうことによつて外貨の節約をはかるといふよりは、やはり何と云つても、国民の自覚というか、国民もこういう国のむずかしいときには不要不急の旅行を遠慮するとかいうようなことをやっていたら、ということとはぜひ必要だ。その意味において、PRと申しますが、そういうことはぜひ必要かと存じますけれども、ここで為替管理を強化して、あるいはそれに類するような措置をやつて、特に海外旅行を制限するといふことはいかがかと思ひます。

○**佐藤** 委員 それからもう一つ、最近、非常にいまだで行なわれなかつたような、中共貿易にフランスフランを使うという問題が起きておるのですが、これは実際にどのようなことになっておるのか、そういうことは簡単にできるものであるかどうか、この点もひとつあわせて柏木さんに伺いたいと思います。

○**柏木雄雄** 政府委員 ただいま中共貿易の決済につきまして、どういふふうな方式をとるべきか、中共で折衝しているようであります。私も新開でしかその情報を得ておりませんが、今度フランスフランに切りかえたいといふような話もあるようであります。まあフランスフランという

のは、御案内のように、フラン圏におきましては、国際決済通貨というか、国際決済手段として一般に使われておりますが、その他の地域におきましてあまり使われていない。フランスとの間の貿易には使われておりますけれども、三国間の貿易にフランスフランが使われているといふことはあまり聞いておりません。したがって、フランスフランがはたして三国間決済にうまく使えるかどうかといふ点につきましては、私ももつとよく実情を聞いてみたいと判断がむずかしいのじやないかと思ひます。

○**佐藤** 委員 実は十年ぐらい前には、東南アジアでは、ポンドが非常にドルよりも通用しておりましたが、時代が変わつてくればやはりそういう変化も出てくるのじやないか。それは具体的にどうだといふことは言えませんが、いまだドルの不安——ポンドも不安ですが、そういう東南アジアの貿易でポンドの価値といふものはどのように変わつてきたのか、その点をひとつ伺いたいと思ひます。

○**柏木雄雄** 政府委員 ポンドの今後の国際通貨としてのあり方の問題かと存じますけれども、やはりこの不安を繰返していくうちに、決済手段としてのポンドといふものがだんだんその機能が低下してくることは考えられると思ひます。東南アジア地域におきましても、ポンドにかわつてドルをより多く使うといふような傾向もこれからだんだんふえてまいらると思ひます。これは日本につきましても、十年前はたしか日本の貿易の半分近くまでポンド決済かと存じますけれども、ポンド決済の割合は漸次減つてきております。どこまで減るかといふことになりまして、これはなかなか判断しにくいかと存じますけれども、以前に比してポンドの地位というか、ポンドの占める割合といふものは漸次減らざるを得ないのじやないか、かように存じております。

○**佐藤** 委員 銀行局長に今度はお伺いします。この金融二法案が中小零細企業に対する、ただ

いまも皆さんからお答えがありました。長期や低利の融資を確保する何らの保証がない。反対に、中小零細企業の整理淘汰に通ずるということについていろいろ議論があるのですが、あなた方はそういう点をお考えになっておやりになったかどうか。これは組合あたりからそういう意見があるわけですか。そういう点はどうお考えになっておられますか、その点を澄田局長から伺いたいと思ひます。

○**澄田** 政府委員 今回の二法案の基本的な考え方は、御承知のように、金融制度調査会の答申に基づくものでございまして、それは中小企業金融の専門金融機関といふものを設け、中小企業金融に定着させる、そしてその業務対象といふものを、中小企業のそれぞれの階層に応じまして業務対象を定めまして、そして上のほうはこれを業務に合せて引き上げますが、下のほうの部分については全専門金融機関がその業務対象とするというように、中小企業の実態に応じてそれぞれの階層に金融が行き渡るようにするというような目的を持つて、そしてお互いに適正な競争を通じて、経営の合理化、効率化をはかるといふことによつて資金コストを下げる、そして中小企業の要望するような低利な資金を得ることができるようになるというのが基本的なねらいで、相互銀行法以下の改正をいたしておるわけでございまして。

なお、別に異種の金融機関の合併・転換の道を開くもう一つの法律がございまして、これは実情に合わせ、そしてさらに合併を通じて金融機関の規模を適正にする必要があるような場合に自主的にそういう合併を行なう、あるいはその金融機関の実態に最も応じた種類の金融機関に転換する道を開くといふことでありまして、このことによつて中小金融の円滑な資金の供給といふことができるようにするといふねらいを持つて、そしてそういうための金融の効率化である、かように考えておる次第であります。

○**佐藤** 委員 そういう意図を持つておれば、私はまだほかに方法があるんじゃないかと思ひます。

中小企業金融の健全な発展を祈るんだ、指向するんだと政府はいわれませんが、しかし、もしそういう気持ちがあれば、日本銀行の中小零細企業向けの資金をふやすなりあるいは信用保証料の引き下げなんかをやつて、そして施策をするといふことがまず第一じゃないか。少なくともただ合併を、相銀や信用金庫の問題をそういうふうに一方的にやるというのでは、何か中小企業という名前のもとに零細な企業家を犠牲にするんじゃないか、こういう意見も出ておるわけですか。そういう点については澄田さんはどのように返答されるのか。もつとほかの方法があるんじゃないかといわれておりますが、このことによつて、かえつてせっかく意図した政府の考え方がむしろ逆の結果を生むんじゃないか、こういう非難もあり意見もわれわれは伺うのですが、その点はどういうふう

に解釈しておられますか。

○**澄田** 政府委員 今回の法律によつて、先ほど申し上げましたような意味の中小金融を円滑化するための金融の効率化といふことをねらうわけでございまして、ことにその実施にあたりましては、いま御指摘のように、中小金融といふものからあるいは他の金融に移つていくといふようなことが行なわれることのないように、その点については法律の第六条に大蔵大臣の認可に際しての基準を掲げておりますが、法律に従い、そして具体的なケースをよく検討をしてそういう弊が万一にもないよう運用してまいりたい、かように考えるわけでございまして。

それから、いま御指摘のそのほかの手段があるではないか、こういう点でございまして。あるいは日銀からの資金の供給という点についてどうかといふことでございまして、この点につきましては、日本銀行の貸し出しにつきましては、相互銀行のうちの相当重要なものに対しては資金供給をいたしておりますし、それから信用金庫については、信用金庫連合会を通じての貸し出しという道も日銀はとっております。なお、オペレーションについてはさらに広く相互銀行を対象として、

○佐藤(観)委員　それからもう一つ、中小企業金融機関の健全な発達を期するというならば、中小金融をやっておるいまの相銀とか信用金庫なんか

をとつていただきたいというように要望しておきます。

それから、今度相互銀行のいわゆる貸し出し基

○佐藤(観)委員　もう少し具体的な問題を二、三点お伺いいたします。

○佐藤(観)委員 この前もあなたにちよつと伺っておきました、認可の申請を受理する場合に、少なくとも半年くらいの間で大体約束を果たされ

るのかどうか。これは相手のほうの銀行が合併等の場合いろいろ準備も要るし、それから相当これが出ればという点を考えている人があろうと思うのです。そういう点であまり長く待たせられたい人があるのだけれど、その点は非常に心配している人があるのだけれど、その点はどうか。これは澄田局長さん当分転任はないと思いますが、ひとつその点ははっきり言ってください。

○澄田政府委員 いま私が申し上げましたことのちよつと繰り返しのようなことでございしますが、合併にしても転換にしても、いたずらに長く認可までの時間がかかるということであつて支障があるというふうな場合、あるいは金融機関としてはその間不安定な状態に置かれるというふうな問題もございします。この点は十分注意をして、もちろん慎重に審査をいたすことは当然でございしますが、できる限りその期間というふうなものもやはり適当な程度で、あまり長くかかることのないように努力をいたす考えでおります。

○佐藤(親)委員 最後に、実はきのう六法全書を見て、日本銀行法とかそれからその他の銀行法というものを見たのですが、非常に古い法律で、考えられたら驚くほどの骨とう品なんです。そういう点ではやはりある点まで具体的にきちつとしてやらないと、私個人としては、党も大賛成すると思ふのですが、いろいろ議論があるわけですが、この法律について、しかし、社会党が賛成というのはいまほどのことではなければ賛成はしないのです。この問題は、せつかく皆さん方の意思でやりになった関係もあるし、銀行の合同、合併その他金融の不安のないような将来のために相当あなた方も勉強され研究されたと思うのです。そういう点についてきちつとした法律上のことが、これが手続が済めば十分に実際に実行できるように準備が整つておるのかどうか。どうせ法律だけ通ればあ

とは知らぬ顔の半兵衛ということのないようにしてもらいたいと思うのですが、その点は政務次官

と局長と二人でひとつ答弁していただきたいと思ふいます。

○倉成政府委員 中小企業金融の問題は、御案内のように金融制度調査会で一年半にわたつて研究してきた問題であります。また、この調査会にはそれぞれの機関の代表の方々も入つておられまして、かなり慎重に検討してきた問題でございします。また、今日の環境が中小企業金融機関については、——特にたゞいま佐藤委員の御指摘のように、銀行法はかたかなで書いてある非常に古い法律であります。したがつて、現在の制度と実態が非常に離れてきた。これを交通整理をいたしまして、もう少し実態に合わせる、そうしてほんとうに中小企業の専門機関としての機能を發揮させる、こういう目的で今回の二法案というのを提出しておるわけでありまして、この法律の成立後はわれわれも意欲的に取り組みまして、中小企業金融に遺憾のないように各般の努力をいたしたいと思つております。

○澄田政府委員 たゞいま政務次官から申し上げましたとおり、この法律施行のときまでには、この法律の施行に伴つて必要な政令、省令等もございしますが、これはすべて準備をいたしまして、同時に公布をするというので、直ちに施行できるように、十分にそういう努力をいたします。

○佐藤(親)委員 ほかの委員もたくさん質問をされると思ふのですが、大きな法律でありますから、いろいろ聞きたいことがありますけれども、実行をやる際には、あまりいろいろあれをしないように、十分にひとつ検討してやっていただきたいというのを要望しまして、私の質問を終わります。

○渡辺(美)委員長代理 広沢賢一君。

○広沢(賢)委員 夜おそくて時間もないので、ずいぶん質問するところがあるのですが、きょうは簡単に、ぜひ聞かなければならぬ問題を伺います。この中小金融再編成で、合併・転換の道が開かれますが、その合併・転換によって非常に脅威を受け

るものがある。それはあとで時間があつたら質問したいのですが、やはり借りるほうの中小企業、ことに零細企業です。だんだんと資本金の増額その他合併・転換、それから相互銀行が都銀のほうへ上がつていくとか、そういう形で、だんだん地域金融機関、中小金融機関から離れていくという、そういう点が非常に危惧されるのです。

もう一つ重要な問題があります。それは、合併・転換に伴つて、どの企業もそうですが、労働問題が生じてきます。その中で、特に中小金融再編成は、いろいろ道を開くために、相当ドラステックにいけばいいという法案です。そのときに、いままでの相互銀行、信用金庫の労働関係のあり方、それから大蔵省の行政指導、この問題で非常に重大な疑義があるのです。その点について、まず御質問します。

これは田實さんがこの前言つておりましたが、三菱銀行の調査月報に出ています。先ほど資金コストの問題が出ましたが、人件費については市銀、地銀、相銀、信金、それからアメリカのバンク・オブ・アメリカの人件費の率、これは大体どのくらいかということ。これは手元にありますから、審議を早くするのだったら、こつちでやりますが、わかりますか。

○澄田政府委員 人件費率の御質問だと思ふますが、最近の数字で申し上げますと都銀が一・〇六、それから地銀が一・二二、相互銀行が一・七一、信用金庫は一・六八ということになっております。アメリカの数字は、いま手元にございしますのはアメリカの連邦準備制度加盟銀行の平均の数字でございまして、これで見ますと一・一六という数字になっております。

○渡辺(美)委員長代理退席、委員長着席

○広沢(賢)委員 そうしますと、大体資金コストは日本のほうが相当高いけれども、人件費率についてはバンク・オブ・アメリカよりか日本の都市銀行のほうが低い。それから地銀についてもほぼ同じくらい。資金コストの上がりぐあいと比較すると、大体人件費率はずっと同じくらいである、

このように見られますがどうでしょう。そうですね。

○澄田政府委員 都市銀行の場合には、大体先ほど申し上げましたような数字でございしますし、おっしゃるバンク・オブ・アメリカの場合とほとんど同じ水準でございします。人件費率につきましては、これはやはり資金量が增大をいたしてきておりますが、さらに経営の努力、こういうふうなこともございまして、人件費率自体は若干ずつ下がつております。ことに三十年ごろからとりますと相当大幅に下がつてきております。

○広沢(賢)委員 そのとおりだと思ふのです。資金コストを低くするという問題を論ずる場合に、たとえ人件費のことばかり集中していろいろおやりになる、検査官が来て勧告したりする、それに集中するという。それから国会の議論もそれに集中するという。これは、金融の効率化の大きな道を開くものではないと思ひます。たとえ具体的な問題に入つてきますが、この制度は相互銀行も信金も資本金を三年間で十倍に引き上げること、出資率の増加率では、この基準に達しないといふ見られる金庫があつたり何かする、その場合にはどうなりますか。

○澄田政府委員 今回の法律で、最低資本金が十倍に引き上げられるというのはおっしゃるとおりでございします。これは最低資本金に達しないところがあれば、三年以内に増資その他によつて最低の資本金、相互銀行で申し上げますと、六大都市等は三億、その他のところは二億ということでございますが、そこまで引き上げる、こういうことになるわけでありまして。

○広沢(賢)委員 資本金に達しなければならぬというので、信用金庫は夢中になるわけですね。相互銀行も夢中になる。自分が合併のイニシアをとろうということが出てくるかも知れない。そうすると激しい競争になる。そのときに、たとえば小規模な信用金庫、相互銀行も同じですが、いろいろ政府のお金を代理業務をやるのでございま

すね。その代理業務をやる場合についての認可のやり方はどういうやり方でやっておりますか。

○澄田政府委員 政府金融機関の代理業務につきましても、それだけの政府金融機関の本来の政策目的がございまして、その目的に従って代理店によって資金供給をする、そういう見地から代理業務を選んでおるわけであります。したがって、それぞれの政策目的に従って、融資を受ける側の利便を考えまして代理業務をやらせる店を選ぶ、こういうことであります。もちろん地域的にも不便のないようなことで全国に——それから直接貸しと代理貸しというものの関係もございまして、これは金額等によって分けておるわけであります。が、その直接貸しと代理貸しとの相互の間の関係等から、どの程度代理店を認めるか、こういうようなことで具体的に決定をいたしておるわけでございまして。

○広沢(賢)委員 そうするとこれは、大蔵当局の銀行検査官が日銀の審査とかそういうものを材料にし、いろいろものを勘案して判断する、その判断によつてきまるわけですね。基準というのはないのですか。

○澄田政府委員 これは、それぞれの政府金融機関で、一応この代理業務をやらせる店を選びまして、そして大蔵省の認可を求めてくるわけでございしますが、その場合には、認可に際して、抽象的に申し上げればさき私が申し上げましたようなことでございしますが、具体的なケースについて、こういう場合に認めるといふような一応の基準を持っております。そういう基準に照らして逐次その申請に対して認可をしていく、そういうふうなやり方をいたしております。

○広沢(賢)委員 私は、端的にいつて、いま聞きたいことは、当局の、それから検査官の心証のよしあしによつてきまる。そうすると、検査官というものが各相互銀行、信用金庫に行く、昔の検査使もしくは巡回する代官のように非常に大きな脅威をみんなに感じさせる。そうすると、その銀行検査官のいろいろの査察の報告とか、それから

銀行検査官がいろいろ処分をしたりなんかする、これが非常に大きな影響力を相銀、信金の会社当局者に与えるというところはありますね。どうですか。

○澄田政府委員 先ほど申しましたようなことで、代理業務をやらせるかどうかということの判断に際しましては、一応基準を持って、そして判断をしておりますが、その中に、検査の結果ということも一つの要素にはなっておりますが、これは、むしろ検査の結果、非常に何か欠陥がある、金融機関としても健全性という点に問題があるというような場合に、検査の結果どうしてもぐあいが悪いというようなところは除外をする、こういういわば消極的な基準でございまして、先ほど申しましたように、政府金融機関の政策目的によつて、ここに代理店を設けるほうがいかどうかというような判断をいたしておりまして、検査して、どうしてもぐあいが悪いというような場合にこれを除外するというようなことで、いまお話しのように、検査によつてすべてきまるという、そういうおっしゃったわけではないと思いますが、そういう意味では決してございせん。

○広沢(賢)委員 労働省の労政局長来ておられますね。

最近の相互銀行、それから信用金庫で起こっている労働争議、いろいろの地労委、中労委に提訴されている傾向についてお調べになりましたか。知っていますか。

○松永政府委員 私のところで、ただいま御指摘になりました銀行における労使関係の全貌については的確に把握してはおりませんが、たとえば、いま御指摘のございました不当労働行為関係の、地労委、中労委等における審査の状況につきまして私どものほうで把握いたしておりますのは、金融機関の審査におきまして、昭和三十八年以降現在までに合計で五十三件の不当労働行為の審査を地労委においてやっております。そのうち、相互銀行関係が二十一件、信用金庫が十二件、その他が二十件というふうに承知をいたしております。

それから地労委の決定に對しまして不服がありまして、中労委に再審請求をしておるといふ件が、相互銀行関係で十件、その他の銀行で三件、計十三件というものが最近の状況でございまして。

○広沢(賢)委員 その不服として提訴しているのは、銀行側ですか、組合側ですか。

○松永政府委員 両方ございしますが、使用者側から再審の申し立てをいたしておりますのが七件でございまして。したがって、組合側からの申し立てが残り六件ということになります。

○広沢(賢)委員 私の手元にきていた資料では、大体不当労働行為で負けているのは全部銀行側なんです。あとまだ判決がおりていないというのが相当あります。

実例を申し上げますと、これはこまかく実例を言わなくてもいいですけれども、弘前、これもやはり地労委で組合側が勝つて中労委へ提訴している不当労働行為ですね。それからもう一件弘前で起きております。その次に岐阜、これもやはり岐阜地労委でもって組合側が勝利しております。それから滋賀、これも中労委へ銀行のほうで再審請求しております。それから旭、これは差別昇給でもって銀行側が負けております。あとずつと見ますと、一番ひどいのは静岡の大東ですね。ここは不当労働行為の数々を提訴して、勝利して、中労委で審理中ですが、給料を払えという命令が出ておるにもかかわらず、二度首を切つております。ちよつと異常だと思つたのです。そんなに相互銀行、信用金庫は数が多いのです。多くないにもかかわらず、いま言われた数は急激にふえておるのです。銀行局長、これは困つたことだと思いませんか。

○澄田政府委員 一般的に申し上げますと、申すまでもなく、金融機関というものは信用を第一とする機関でございまして、広く大衆の預金を預かっておりますのでございまして、その労使関係は、公正で、そして円滑で、外部からの信頼をいささかも害することのないようなものでなければならぬ。したがって、いろいろな事情はあるにせよ、そういうような形で労使間の紛争があるというふうなことはできるだけ避けるべきことだと思つたのです。

○広沢(賢)委員 そのとおりだと思つたのです。それで、労政局長にお聞きしますが、もし大蔵省の検査官が、私が次に読み上げるようなことを銀行側に勧告したとすればどうなるか、よくお聞きになっていただきたいと思つたのです。これは名前を申し上げると気の毒なあれですが、事実です。

四十一年十一月に大蔵省の検査講評というのが出まして、それは「銀行の損益関係が十分に改善されない隘路」として次の点を指摘しております。「イ、人件費率が高過ぎる。ロ、給与水準が高過ぎる。ハ、平均勤続年数が長過ぎる。ヘ、定年年齢が高過ぎる。ト、女子の構成比率が低い。チ、年齢構成が高い。」という点を指摘しているのです。これが一つ。こういう事項はすべて労働条件に関するもので、労働条件が労使の話し合いでもって自主的に解決していくという基本を無視している。同時に、この検査官は非常にへつぽこでして、銀行の損益勘定や利子が安くなること、これだけに集中してやつておるといふのは、とてもじゃないが、これは経済学のイロハも知らない。利子率の問題とかその他の問題は別にあると思うのです。先ほど私が言つたとおり、人件費率は大体アメリカと同じくらいですね。そうすると、その次に今度は、このような大蔵省の指導が非常に経営者に響くのです。こう言われるとショックになつて、さき言つたように代理業務の認可とかその他のいろいろの問題について大蔵省の強い権限に對して、これはやらないとたいへんなことになるというので、昭和三十七年ごろに経理基準がいろいろ出たからなおさら拍車をかけてめちゃくちゃにやつておるといふ点があるのです。それで組合の人にはどうも大蔵省がうるさくてというふうなことばかり言うのです。それが問題

になっておる。

それとも一つは、大蔵省の責任じゃないけれども、日銀審査でもおそろしいことがある。たとえば日銀から、残念ながら御行の労使関係は全相銀連加盟後に改定された労働協約で、専従役員や組合オールの賃金がカットされてない。それから、あつせん、調停を経ることなく七十二時間の事前通告でスト実施ができるようなことは不届きである。それから、経営や人事など、重要問題で経営協議会に相談しなければならぬことになつてゐるのはいけない。(「おかし」と呼ぶ者あり)これは労働省がいろいろなことをするの……。おかしといふまでも不規則発言があつたけれども、これは日銀がやつてゐるのです。それから、全相銀連との共同署名の要求書やその他が出されてゐるとこれは認めない。脱退しろということですね。それから、き然たる態度でもって勇氣を持ってやれとか、おとなしうな顔をしてゐる日銀が扇動してゐるのですな。

今度は具体的に名前を出しますが、高千穂相銀に大蔵省が労働協約を改定せよと指示した例がある。つまり、これは団交の席上で銀行側が発言したのですが、大蔵省検査で協約には平和条項がないことを指摘された——労政局長はおわかりですね、この平和条項のあれというの。「交換条件」というわけではないが、これを(銀行提案の労使協議制度、団体交渉制限条項、争議行為制限条項)を結んでくれたら、組合の申入どおり、現行労働協約を締結しても良い。当行は決算承認銀行であり、大蔵省が平和条項がないことを指摘したことを考えると、承認銀行を解除して「云々」と書いてあるのです。時間がなから読みませんが、こういう材料は幾らでもあるのです。現物もあるのです。ないと言われると困るから、ここに現物を持つてきました。この現物を読み上げます。これは一つは組合問題です。御存じのように、当組合はこ一、二年非常に強くなつてゐる問題を起こしました。これは大蔵省ですよ。特徴的なものを申し上げますと、完全ユニオンである。そ

れから給与体系は年齢給一本で、ほかに何らメリットがない。それから組合活動というのは、組合役員は時間内にある程度自由に行動ができるようになってゐる、これは不届きだといふのです。そういうことをずっと書いてゐるのです。そうするとこれは日銀連から出張してきたような感じがします。こういうことについて労政局長はどうお思いになりますか。

○松永政府委員 私、ただいま伺いましたのは、検査報告等の全文ではございませんで、その中の部分を御指摘になつたのだらうと思つてゐる部分です。大蔵省の検査というものは私詳しくはわかりませんが、やはり相互銀行の経理の安定を通じて預金者保護といふ面から、そういうところを日ざしまして、たとえば経理内容についてコスト面からどういふふうなものであるというふうな検討をされるのだと思つてゐるのですが、労使関係につきましては、それぞれの銀行使用者とその組合との間におきまして労働条件その他が自主的に定められるというの、現在労働組合法の想定をいたしてあります。したがつて、ただいま御指摘になりましたような経理面から、たとえば人件費率がある特定の銀行において同種のほかの銀行よりは高い、そのことがコストのアップになつておる場合にそれを指摘するといふことは、経理という面からいひましてあり得ることだと思つてゐるのですが、具体的個々の労使関係につきまして、その検査の結果が直ちに労使関係を拘束するといふようなことは、たてまえといたしましてはあつてはならないことではないかといふふうに考えます。一般論といたしまして、たとえば普通の会社におきまして、親会社、子会社という関係、あるいは銀行と債務者である一般の会社という関係で具体的な労使紛争、特に賃金アップ等をめぐりまして銀行の意向が非常に重きをなすといふことは事実上あり得ることでありまして、そういうものは経営者側の事情でありまして、そういうものを踏まえて経営者が労働組合との話し合いによつ

て自主的にきめるといふことが労使関係のたてまえであるといふふうに考えております。

○広沢(賢)委員 そうすると、もう一回念を押しますが、やはり不当労働行為にわたるようなことがここに書いてありますね。明らかにそれを教唆扇動してゐるのです。大蔵省としては、そういう不当労働行為にわたることをやつては望ましくない、労働者の人権を守るために、労働組合法、基本法を守るためには好ましくない、こういう御意見ですね。

○松永政府委員 労働組合法の第七條に四項目を掲げまして、使用者はこういう行為をしてはならないといふふうに法律で禁止をいたしてありますので、その内容に該当するような行為は検査の際にもやるべきではないといふふうに考えております。

○広沢(賢)委員 それでは今度は銀行局長にお聞きしますが、私は余裕を残しておきますけれども、もしこういうようなことが事実であつたら、今後全部やめさせなければならぬと思つてゐる。やめさせなければならぬと思つてゐる。こういうことがずうと起きてきてゐる。これは中小企業再編成が議論になつた同時に非常にやかましくなつてきた。そうすると、これはいわゆる独占の合理化のために大蔵省が一方的にこういうものをどんどんやつてきてゐるのだという気持ちに労働者はなるのです。

そういう点もやはりよくお考えになつて、今度の法案でいろいろ苦心してゐるところはわかるのです。まだ不十分な点がありますから、あとからちよつと申し上げますが、そういうことが全部消されてしまふから、ひとつ今回限り、もうこういうようなことはやらないように。ことにイギリスなんかは銀行の合併集中で、一つの大きな理由が電子計算機を使う——電子計算機を使うといふことになれば、これはもう日本の銀行でも、相銀でもどこでもみんな用意し始めている。そうするとなおさら、電子計算機を使うところは、そういう問題がずっと出てくればくるほど、前近代的な

不当労働行為と非常に近代的な問題が二つ重なつて、銀行関係の労使関係は非常に険悪になるのです。ですから今回限りで、そういうようなことはやはりやらない、やり方を変えるといふことを言つていただきたいと思ひますが、どうですか。

○澄田政府委員 先ほど申し上げましたように、私どもも金融機関の労使関係というのが公正なものにならなければならないといふことは、常に思つております。そうして、いま労政局長から言われたとおり、金融検査においてその経営の内容として見て、金融機関の健全性という見地から、人件費率等がよその同種のところに比べて著しく高いといふような場合にそれを指摘するといふことは、金融検査として当然あることでござい

ますが、これはほかに比べて著しく高いといふようなときにそれを指摘するといふことであります。検査において労働組合法の違反になるような事項を申すといふようなことはあつてはならない。それから労働条件といふものは、労使双方の自主的な交渉によつてきめられる、これも当然なことと考えております。したがつて、いま言われましたように、今後の法律の実施というふうな段階、金融の効率化といふことを目ざしてやつていく段階におきまして、いま御指摘のようなことが万が一にもあつてはいけないことでございまして、そういう点は十分留意をいたしてまいりたいでございませう。

○広沢(賢)委員 それじゃ銀行局長は、今後そういうことはさせない。人件費率といふことの場合には、これはよその地域と比べて科学的に出るのですから、それからほかの相銀、信金に比べて出るし、それに人件費をばりばりやるような経営者はだれもないのですよ。何か理由がある。高ければ高い理由があれば、それについてこういうふうにしなさいといふようなことのほうが科学的で、りっぱな検査の態度だと思ひますから、いまの御答弁は私しつかりとお約束だと思ひます。

で、その次、今度は借り手の場合から見て一つ、簡単にやります。いままでの都市銀行という

のは、都留教授ではないけれども、貯蓄でもって
どんだん金を一ぱい集めてきて——日本人は社会
保障がないから貯蓄率が高くて高い。それで
じやんじやん集めた金を、今度は大銀行から大企
業にどんだん貸し出すという役目をしていたので
す。これが高度成長ですが、この都市銀行とい
うのは最近少しづつ預金高の比率が減ってきていま
す。それで田實さんは大騒ぎをされているのです
ね。田實さんの論文を読むと、いろいろとかつて
なことを言っておるのです。私はこの前あまり気
がつかなかったけれども、その後三菱銀行調査月
報の四十三年一月号を読みました。そうしたら、
かつてなことを言っているのです。中小企業再編
成に際して田實さんはこういうふうに言っている
のですよ。

最後の結論は、コストの最も安い都市銀行に資
金が集まらず、逆に高いコストの金融機関にもつ
ばら資金が流れるのは不届きだということではな
い。最後の結論は「専門金融機関は、やはりその
本来の姿ともうべき貯蓄・媒介機能に徹し、——
あまり口出すなということですね。」「これに純化
すること、すなわち専門金融機関が現にもってい
る信用創造機能を普通銀行に全部集めるとい
うようなことを言っているし、それから第二番目
に、普通銀行のワケを拡げてかつ業務分野規制を
ゆるめること、「現在専門金融機関の範疇に入っ
ているものも、その自由な選択によって普通銀行
化する道を開くと同時に、普通銀行には少なくと
も、中期の資金収支手段を認める等の弾力的措置
をとる」これが同質化だと言っているのです。

そうすると、銀行局長が一生懸命になって中小
企業金融機関を定着させなければならぬ、しかも
安い金利で中小金融機関から中小企業に貸すのだ
と言っていることとこれとはずいぶん似ている。
効率化といふ同質化といふ似ているけれども、こ
れといふ澄田さんが考えているこの法案で持つて
いこうという線とは全く相反する、違ふものだ
ということを、ひとつ安心するために説明してくだ

さい。

○澄田政府委員 御承知のように、中小企業金融
のあり方についての答申のあと、引き続きその
他の一般民間金融機関のあり方について、現在特
別委員会を設けて金融制度調査会において鋭意検
討を始めておるところでございます。

〔委員長退席、渡辺(美)委員長代理着席〕

いま述べられました考え方、これは都市銀行から
そういうような意見がございまして、また、田實
全銀協会長が都市銀行の立場からそういうような
ことを述べられたこともあり、また、いま引用さ
れたような論文もあるわけでございまして、中小
金融の円滑化、そのための金融の効率化、こうい
うような考え方でも今回の法律を御審議願っている
わけでございますが、金融の効率化をはかる場合
にはやはり適正な競争原理を導入して、金融機関
がそれぞれ競争することによって資金コストを下
げていく、こういう面が最も重要な点でございま
す。そこで、競争させるということ、それから
専門的な機能を定着させてその専門の分野の金融
を円滑にやらせる、この二つのかね合いというよ
うな問題が、金融制度の一番むずかしいと申しま
すか基本になる点であらうかと思ひます。

したがって、専門制のみをあまりに強く貫
きますと、どうしてもそれは専門機関はお互いに
競争が不十分になって、専門機関は専門機関の間
でもって、ことばはちよつとあれですが、温存さ
れるということになる。そこでやはり競争の原理
を導入する。導入しますが、しかし、それぞれの
金融の目的に応じて、専門制というものも生かし
つつ、しかもお互いに競争ができるようにしてい
く、こういうことをねらっているわけです。今回
のあれにつきましても、相互銀行以下業務の範囲
を広げたりいたしておりますが、これもやはりそ
の範囲で広い競争をやらせる、こういうことにな
ります。そしてまた他方、異種金融機関の合併・
転換の道も開ける、そういうことになります。そ
ういふ競争の道を開きつつ、しかし中小金融の面
では十分これを定着させて中小金融の円滑化をは

か。その点、みんなさつきからずと質問があ
りました。その心配はあり得ないのか。それに
ついてお答えを願います。

○澄田政府委員 今回の法律で異種金融機関の合
併・転換を認める、こういうことで、いまの御質
問のような心配ということでございますが、この
点につきましては今度の法律の第六条に認可の基
準というものを明確にいたしております。」「中
小企業金融に支障を生じないこと。」「ということ
を書いてございまして、合併・転換によってそれ
が上位にシフトするということになることになら
ないように、認可にあたつてそういうケースを十
分よく審査をするということが一つでございま
す。

○広沢(賢)委員 中小企業専門機関の再編成の問
題だけを取り上げて先へ出して、あとの問題につ
いてはあと回しにするというやり方は、私は、こ
れはやむを得ないかわからぬけれども、原則的に
よくはない。それだから、全般的な問題の一つと
してこれがとらえられたいのです。

それで、借りる側から見ますと、大きな会社は
安い利子でもって、日銀のオーバーローンから大
きな銀行、普通銀行を通じて借りられる。これが
だめになると、いまかけ込み増資をやつていま
すね。増資とかそれから社債も可能です。そういう
形で資金を集めてくるような多様性を持つてい
る。ところが、中小企業というのは御存じのと
おりだと思ひます。もう道が閉ざされてしまつ
ていのです。政府三機関が神さまみたいなもの
なんです。それは資金量は少ない。あと今度は
あるとすれば、やはりこの中小企業専門機関なん
です。この専門機関で定着させるという澄田さん
の意見ですね。それに力点を置くという気持ちは
わかるのです。それは非常にいいことだと思ひ
ます。ただし、この転換・合併をすると、大き
な相互銀行が、先ほど申しましたように普通銀行
になつていく。それから資本金額は上がつてい
く。それから大口に貸し出しがふえていくとい
うと、中小企業の底辺、特に零細企業は、国民金融
公庫とか政府機関以外はほとんど閉ざされてい
くというおそれがあると思ひますが、どうです

か。それから合併・転換ということが行なわれま
した場合には、これは御案内のように現在の
中小企業向け貸し出しというものの四九・九%、
ほぼ五〇%は、いわゆる全国銀行といわれま
す。普通銀行あるいは長期信用銀行等含めたいわゆる
銀行によって供給されておる。それから中小企
業専門機関、今回御審議の相互銀行以下、これが
四一%の資金を供給している。政府金融機関は
九%、こういうことになるわけでありまして、た
とえ転換をするような場合であっても、それぞれ
特色を生かして、転換した後の金融機関として、
やはり中小金融に重点を置いてやつていく、こ
ういふような運営というものが当然考えられること
でありますし、また、認可に際してそういうよう
な指導をし、あるいは場合によってどうしても必
要なら条件をつける。法律に、認可に際して条件
をつけるという規定もございまして。

〔渡辺(美)委員長代理退席、委員長着席〕

そういうこともできるわけでありまして、要
は、合併・転換等によってその金融機関の業態に
応じまして適正な規模で、経営もしっかりした、
そういう金融機関として中小金融を十分に円滑に
やつていただきたい、こういうことがわれわれの
ねらいでございまして。

○広沢(賢)委員 大体資金量は、大企業と中小企

業とどこで分けるかで問題がまたあるのです。ただ、大体半分半分、だんだん中小企業がなくなる、それが望ましい、澄田さんは論文にそういうふう書いていますね。今度は特恵関税があるでしょう。資本自由化がある。人手不足がある。板ばさみですよ。構造的近代化をしなければ、中小企業はやっていけないし、物価対策の点でこの間御質問したとおりです。そういう点を考えますと、今後力点をやはり中小企業に相当置かなければならぬ。

それで、まだ一ぱい疑問点があるのですが、これはあとの同僚委員に譲りまして、最後に、やはりさっき問題になった、高利貸しではないけれども、高い金利で金融業者が金を貸したりなんかする、これをなくすのはどうするかというのをいろいろ御相談申し上げましたね。そうすると、やはり政府系三機関、この資金量、それから貸し出しのいい条件、長期、低利、これをうんと出さなければならぬ。それは取り締まるのは一つの方法だけれども、幾ら取り締まっても、やはりそれが必要なのではないかということなんです。それで、この前大蔵大臣は、澄田さんも御承知のとおり、中小企業金融機関の貸し出しの条件をもっとこれ以上よくして活発にやらせるためには、政府系三機関の資本金を増額しなければならぬと言つて、それで三億円しか増額しなかったということですね。この問題について、ことに私は国民金融公庫総裁にお聞きしたいのですが、やはりこの問題は片づかないと思うのです。やはり資本金増額ということですね。一方は開銀が三千億円くらいで、一方は二百億、三百億くらいから……それで大蔵政務次官がいる前で、きちんと、いまの中小金融ことに国民金融公庫の資本金増額等について、やはりこれは切実な要求であるということ——その資料は私持っているんですが、そのことについてお話し願いたいと思います。

○河野説明員 広沢さんのいまのお話は、たびたびこの委員会でもお話し申し上げておりますように、私どもの機関として、企業体として円滑な運

営をやつてまいりましたためには、ぜひとも政府の出資を増額していただきたい。これはかねてこの委員会でも、私は広沢さんの御質問にお答え申しているとおりであります。この点は、ますますこれからそういう必要が強くなつてくると思ひます。ことに、私も政府からの借入れをしておる資金と出資金との割合が、だんだん借入れの金のウェイトが多くなるに従つて、ますます出資の増額が必要となつてくる度合いが多くなりまして、私も現在の金利でもなお非常にむづかしいと思ひます。今後、いまお話しのようなことで金利をさらに下げていくというような問題が起りますならば、当然これは出資の増額によつて補てんをしていただくことが何よりも一番適切な方法であらうというところで、今後とも政府当局に対しては出資の増額を極力強くお願いをいたしていただくつもりであります。政府のお考え方にもよりましうと思ひます。私もほとんども政府のお考えはいろいろありましようけれども、今後とも強くお願いをいたしてまいりたいと思ひます。

○広沢(賢)委員 以上のとおりだと思ひますが、それではもう一つ、総裁にお聞きしたい。

中小零細企業者がお金を借りにきますね。それで信用力の小さい人は貸し倒れになる心配があるのじゃないか。ところが、私が聞いているところでは、なかなかもつて零細企業者とか中小企業の人たちはきちぎであつて、返す率が非常に多いですね。大谷重工のようなことをやらないですよ。それを日銀がどんどん見たりするようないことをしないのです。だから、その点についてどういふ状況なのか、お話し願いたいと思ひます。

○河野説明員 小零細企業に対する貸し出しの回収率といふことは、債権保全の状況につきましては、現在までのところでは、いまお話しのようにわりあいよくまいておられます。ただ去年四月以降、御案内のように、私どもの取引先だけの倒産ということを考えてみましても、四十二年度の上

る、貸そうという決意でもって審査を通すということになるには、うしろだてには信用保証がある。これは安い信用保証料でやるとすれば国でやらなければならぬと思ひます。地方自治体にまかせないで国がやる。そのためにどのぐらいいんどうを見ればいいのか。貸し倒れも全部めんどうを見るのではなくて、ささえるでございまして。それにどのぐらいの率でどのぐらいいんどう支出したらいいかというところについて研究されているのだと思ひますが、今後いろいろお聞きしたいと思ひます。そういう課題について取り組んでおられるか、それから今後取り組む断固たる決意があるかどうか、政務次官にもお聞きしたいと思ひます。

○澄田政府委員 先に私が申し上げました。

御指摘のように、今回の答申でもって信用補完制度については言及いたしておりますが、あそこにはその特別な結論はございせん。ただこの問題については、制度論というよりも、現行制度の運用面においては、一そうこれを充実活用するような方向でもって運用を強化しろ、こういうような趣旨で、制度論としてこういう制度改正をするというふうな点については取り上げていない、こういうことであるわけでございせん。御趣旨はよくわかりましたので、今後普及率を向上させるといふような見地から、さらに保証料率の引き下げ等、あるいは長期保証の推進等、いろいろ行政でできる面がございせん。そういう点については今後推進してまいりたい、かように存じます。

○倉成政府委員 ただいまの預金者保護の問題と信用補完の二つの問題、いずれも重要な問題でありますので、ぜひこの問題については取り組んでまいりたいと思ひます。

なお、一言申し上げておきたいと思ひますが、やはり豊富低利な資金の供給は金融の効率化を通じてということでありまして、あくまでこの効率化の問題を強力に推し進めることがやはり前提条件になると思ひます。この点ははっきりさせて

○広沢(寛)委員 終わります。
○田村委員長 次回は、明十七日水曜日、午前十時理事会、十時二十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後七時四十六分散会

大蔵委員会議録第十九号中正誤

べし 段 行 誤

正

三 三 三 委員会 委員長
三 三 三 岡村委員長 田村委員長

昭和四十三年四月二十五日印刷

昭和四十三年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局